

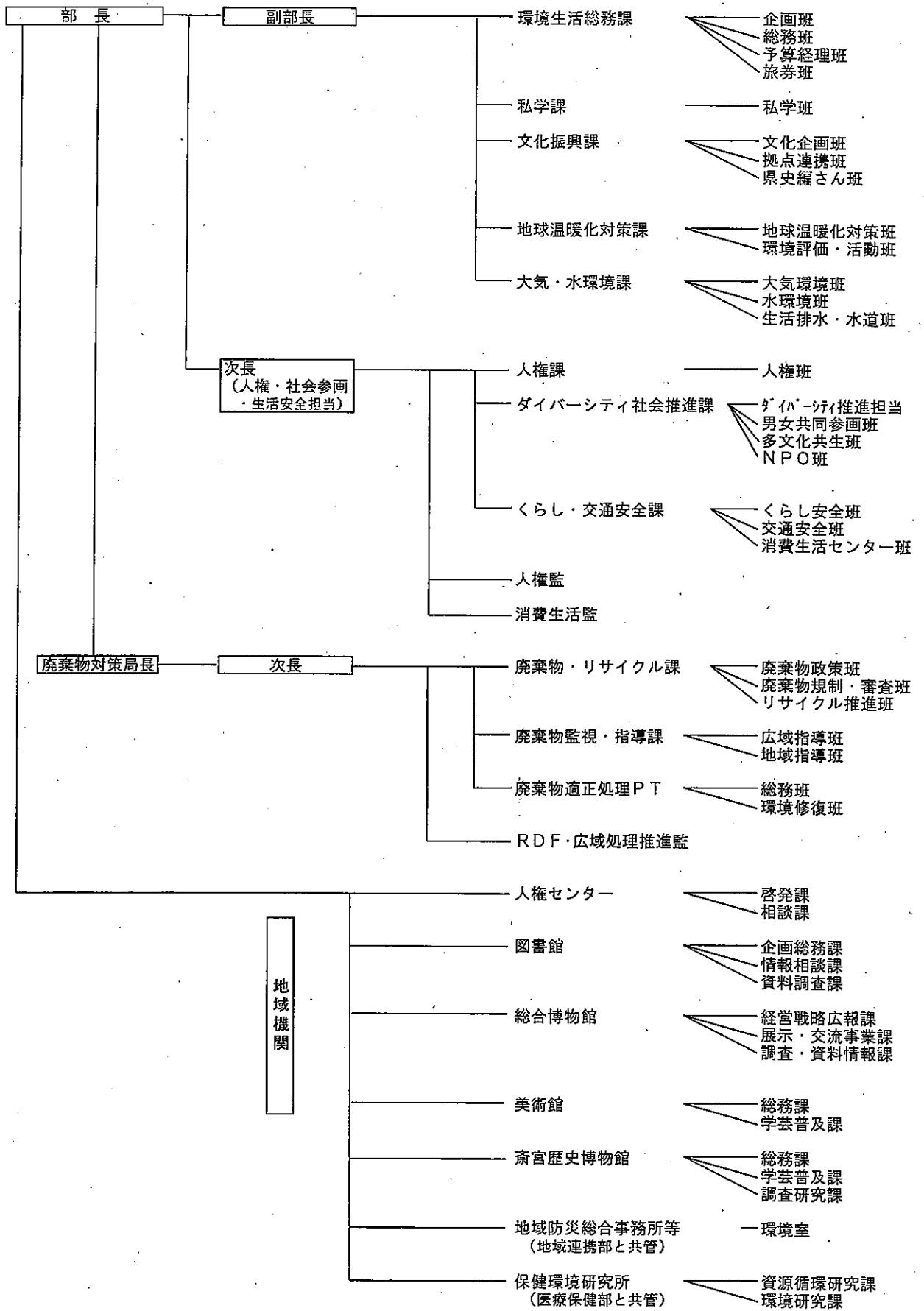
平成 30 年度
環境生活農林水産常任委員会 説明資料
(所管事項説明)

I	平成 30 年度 環境生活部の組織	1
II	平成 30 年度 当初予算(環境生活部関係)	2
III	主要施策	
1	私学教育の振興について	5
2	文化・生涯学習の振興について	9
3	三重県総合博物館(MieMu)について	12
4	人権施策の総合的な推進について	19
5	女性活躍の推進について	21
6	多文化共生社会づくりの推進について	23
7	NPOの参画による地域社会づくりの推進について	26
8	ダイバーシティ社会の推進について	28
9	交通安全対策の推進について	32
10	安全で安心なまちづくりの推進について	35
11	消費生活の安全の確保について	39
12	地球温暖化対策の推進について	44
13	大気・水環境の保全について	46
14	北部広域圏広域的水道整備計画について	51
15	廃棄物総合対策の推進について	53
16	RDF焼却・発電事業について	57
17	産業廃棄物の監視・指導状況について	60
18	産業廃棄物の不適正処理事案への対応について	63

別冊 1 事務事業概要

平成 30 年 5 月 24 日
環境生活部

I 平成30年度 環境生活部の組織



Ⅱ 平成30年度 当初予算（環境生活部関係）

■一般会計

（単位：千円）

施策番号	施策名	H29年度 1号補正後予算額 A	H30年度 当初予算額 B	差引増減額 B-A	増減率 (B-A)/A
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	63,232	59,247	▲ 3,985	▲ 6.3
143	消費生活の安全の確保	79,279	96,268	16,989	21.4
151	地球温暖化対策の推進	581,473	569,039	▲ 12,434	▲ 2.1
152	廃棄物総合対策の推進	3,667,211	2,140,556	▲ 1,526,655	▲ 41.6
154	大気・水環境の保全	526,301	478,868	▲ 47,433	▲ 9.0
211	人権が尊重される社会づくり	383,524	402,029	18,505	4.8
212	あらゆる分野における女性活躍の推進	37,704	42,518	4,814	12.8
213	多文化共生社会づくり	75,497	69,759	▲ 5,738	▲ 7.6
228	文化と生涯学習の振興	1,907,707	1,899,234	▲ 8,473	▲ 0.4
255	協創のネットワークづくり	61,836	62,920	1,084	1.8
当部主担当施策 計		7,383,764	5,820,438	▲ 1,563,326	▲ 21.2
(111)	災害から地域を守る人づくり	7,156	7,740	584	8.2
(112)	防災・減災対策を進める体制づくり	2,000	3,125	1,125	56.3
(141)	犯罪に強いまちづくり	3,475	1,071	▲ 2,404	▲ 69.2
(144)	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	578	574	▲ 4	▲ 0.7
(226)	地域に開かれ信頼される学校づくり	5,011,828	5,034,032	22,204	0.4
(233)	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	1,920,812	1,927,092	6,280	0.3
(331)	国際展開の推進	83,889	82,950	▲ 939	▲ 1.1
(354)	水資源の確保と土地の計画的な利用	1,779,856	1,033,478	▲ 746,378	▲ 41.9
他部主担当施策 計		8,809,594	8,090,062	▲ 719,532	▲ 8.2
人件費等		2,671,216	2,585,803	▲ 85,413	▲ 3.2
環境生活部 合計		18,864,574	16,496,303	▲ 2,368,271	▲ 12.6

(参考) 政策体系一覧

みえ県民力ビジョン 行動計画

網掛け：環境生活部が主担当部局の施策
 ※：他部局が主担当である施策のうち、
 環境生活部が主担当である基本事業

政 策	施 策
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり ※基本事業11103 災害ボランティアの活動環境の充実
	112 防災・減災対策を進める体制づくり
	113 治山・治水・海岸保全の推進
2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保
	122 介護の基盤整備を人材の育成・確保
	123 がん対策の推進
	124 こころと身体の健康対策の推進
3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生
	132 支え合いの福祉社会づくり
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり
	143 消費生活の安全の確保
	144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等
	145 食の安全・安心の確保
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進
	147 獣害対策の推進
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進
	152 廃棄物総合対策の推進
	153 豊かな自然環境の保全と活用
	154 大気・水環境の保全

政 策	施 策
II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進
	213 多文化共生社会づくり
2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成
	223 健やかに生きていくための身体の育成
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり
	226 地域に開かれ信頼される学校づくり ※基本事業22604 私学教育の振興
	227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実
228 文化と生涯学習の振興	
3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり
	232 結婚・妊娠・出産の支援
	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実
	234 児童虐待の防止と社会的養護の推進
4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化
	252 東紀州地域の活性化
	253 中山間地域・農山漁村の振興
	254 移住の促進
	255 協創のネットワークづくり
	256 市町との連携による地域活性化

政 策	施 策
Ⅲ 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	
1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出
	312 農業の振興
	313 林業の振興と森林づくり
	314 水産業の振興
2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興
	322 ものづくり・成長産業の振興
	323 「食」の産業振興
	324 地域エネルギー力の向上
	325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進
3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進
	332 観光の産業化と海外誘客の促進
	333 三重の戦略的な営業活動
4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援
	342 多様な働き方の推進
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進
	352 公共交通の確保と活用
	353 安全で快適な住まいまちづくり
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用

施策の推進を支えるために	
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営
	4 適正な会計事務の確保
	5 広聴広報の充実
	6 情報システムの安定運用
	7 公共事業推進の支援

Ⅲ 主要施策

1 私学教育の振興について

私学課

1 現状

私立学校は、多様な建学の精神に基づき、独自の教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、本県の初等・中等教育において大変重要な役割を果たしています。

このため、県では私立学校の教育環境の充実や保護者の経済的負担の軽減を図るため各種助成を行うとともに、学校施設の防災対策を支援しています。

2 課題

(1) 私学助成

長期的な児童生徒等の減少期にある私立学校の経営環境は大変厳しい状況となっており、引き続き、私立学校への支援を行っていく必要があります。(別紙1参照)

(私立高校〔全日制〕生徒数：平成14年度 12,052人 → 平成29年度 10,567人、過去15年間で1,485人の減少 [▲12.3%])

また、私立学校に修学する児童生徒等の保護者に対する経済的負担の軽減が求められています。(別紙2参照)

(2) 耐震化

耐震化には多大な財政負担を伴うことなどから、私立高等学校の校舎等の耐震化が公立学校に比べて遅れているため、引き続き、学校設置者の取組を促していく必要があります。(平成30年4月1日現在、公立高校100%に対し、私立高校は95.4%と、

▲4.6ポイントの格差)(別紙3参照)

また、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策を進める必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 私学助成

私立学校の経常経費に対する補助金をはじめとして、各学校設置者に対し、引き続き、助成を行っていきます。

また、授業料減免補助金、入学金補助金および奨学給付金の各種助成制度と就学支援金制度により保護者負担の軽減を図っていきます。

(2) 耐震化

私立学校の校舎等の耐震化は緊急の課題であるため、引き続き、学校設置者に対し校舎等の耐震化に向けた取組を促します。

また、屋内運動場等の天井等落下防止対策について、みえ県民力ビジョン第二次行動計画において数値目標を掲げて集中的に取り組んでおり、引き続き、学校設置者に対し助成を行っていきます。

別紙1

【参考1】平成30年度私学関係当初予算〔事業費ベース〕

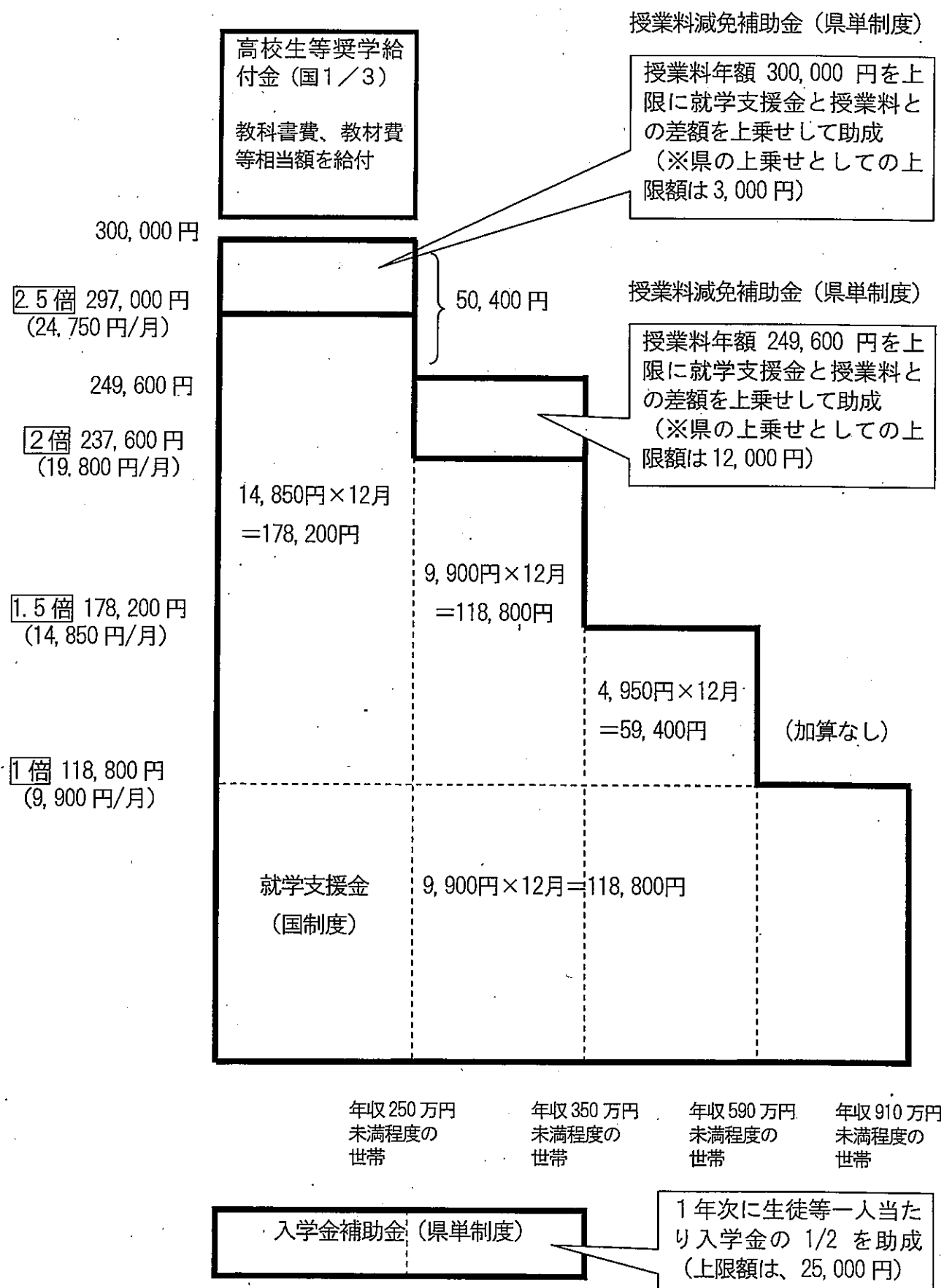
細事業名	当初予算額(千円)	対前年度比(%)
私立高等学校等振興補助金	4,799,926	100.4
私立特別支援学校振興補助金	161,189	102.2
私立専修学校振興補助金	51,953	98.4
私立外国人学校振興補助金	8,000	100.0
私立学校校舎等耐震化整備費補助金	3,125	156.3
私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,783,157	100.6
私立高等学校等教育費負担軽減事業費	142,642	97.6
その他私学関連予算	14,257	91.7
合計	6,964,249	100.4

【参考2】経常経費補助金生徒一人当たり補助単価の比較 (単位：円)

	学校数	平成29年度	平成30年度	対前年度比(%)
高校(全日制)	13	327,962	332,053	101.2
高校(狭域通信制)	3	69,504	70,394	101.3
中学校(中等教育学校前期課程含む)	11	320,416	324,345	101.2
小学校	2	318,912	322,828	101.2
特別支援学校	1	(高等部) 1,755,307	(高等部) 1,776,692	(高等部) 101.2
		(小中学部) 1,742,418	(小中学部) 1,763,555	(小中学部) 101.2

○平成30年度当初予算は、交付税措置額の判明時期が遅れたため、前年度までの伸び率等を勘案した仮の単価で積算。今後、平成30年度の補正予算において平成30年度単価により補正を行う予定。

【参考3】三重県の私立高等学校等における教育費負担軽減制度



別紙3

【参考4】私立学校施設の耐震化率の状況（平成30年4月1日現在）

（単位：％）

	私立学校	公立学校	差
幼稚園	100.0	100.0	0.0
小学校	100.0	100.0	0.0
中学校	100.0		
高等学校	95.4	100.0	▲4.6
特別支援学校	100.0	100.0	0.0
合計	97.6	100.0	▲2.4

*幼稚園関係業務は、子ども・福祉部が所管

【参考5】施策112防災・減災対策を進める体制づくりの活動指標

屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数

	平成 27 年度 （現状値）	平成 28 年度 （目標値）	平成 29 年度 （目標値）	平成 30 年度 （目標値）	平成 31 年度 （目標値）
対策の 未完了数	8棟	4棟	3棟	2棟	2棟

【内訳】

高校	5棟	3棟	3棟	2棟	2棟
幼稚園	3棟	1棟	0棟	0棟	0棟

【実績】

高校	—	3棟	2棟		
幼稚園	—	2棟	1棟		

*小・中・特別支援学校は、対象なし

*幼稚園関係業務は、子ども・福祉部が所管

2 文化・生涯学習の振興について

文化振興課

1 現状

「新しいみえの文化振興方針」（平成26年11月策定、対象期間：平成35年度まで）等に基づき、「文化にふれ親しみ、創造する機会の充実」と「学びとその成果を生かす場の充実」に取り組んでいます。

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくり等により、さまざまな主体の文化活動を促進しています。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

講座やセミナー、アウトリーチ等により学習機会を提供するとともに、生涯学習に取り組む主体の成果発表の場づくりや情報発信の充実等に取り組んでいます。

(3) 県立文化・生涯学習施設の状況

上記の各取組を進める上で、県立文化・生涯学習施設は、次の役割を担っています。

①三重県総合文化センター（三重県文化会館、三重県生涯学習センター）

三重県文化会館では、オペラやバレエ、クラシック音楽から演劇、伝統芸能まで芸術性の高い公演を開催するほか、人材育成や他団体施設との連携による公演の企画等に取り組んでいます。

三重県生涯学習センターでは、高等教育機関やミュージアム、市町と連携したセミナーをはじめとする学習機会の提供や、生涯学習関係団体の連携・交流の場づくり等に取り組んでいます。

②三重県総合博物館

三重県総合博物館では、三重が持つ「多様性の力」をテーマに、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの協創、多様な主体との連携の視点で、資料の収集・保管・展示を行うとともに、三重の自然・歴史・文化に関する調査研究等を行っています。

③三重県立美術館

三重県立美術館では、江戸期以降の三重にゆかりの深い作品等、方針に則ったコレクションの収集と公開、美術資料の研究を行うとともに、学校教育と連携した教育普及活動等を行っています。

④斎宮歴史博物館

斎宮歴史博物館では、斎宮等に関する資料の収集・保管・展示・調査研究等を行っています。また、史跡斎宮跡の学術的な発掘調査を進めており、当面は、飛鳥～奈良時代の斎宮想定地である史跡西部地区を優先的に調査することとしています。さらに、明和町など地元関係者と連携・協力して「さいくう平安の杜」をはじめとする史跡全体の利活用と情報発信に取り組んでいます。

⑤三重県立図書館

三重県立図書館では、三重県関係の図書資料の充実、県民の読書活動や課題解決の支援を行うとともに、すべての県民が質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、県内の図書館ネットワークの中心として、市町立図書館等と連携しながら、三重県全体の図書館サービスの向上に取り組んでいます。

2 課題

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

「新しいみえの文化振興方針」に掲げた5つの方向に基づいて取組を展開し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しみ、支え、創造することができるような環境を整備していく必要があります。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

ライフステージやライフスタイルに応じた多様な学習ニーズを的確に把握して魅力的な学びの場を提供することや、学んだ成果を生かして主体的に活動することができる場の提供など、生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが必要です。

(3) 文化交流ゾーン構成施設の連携・経営の推進

文化交流ゾーンを構成する各施設が、三重の文化振興・生涯学習・人材育成・地域づくりに一層貢献していくため、それぞれ、魅力向上のための不断の努力、研究を行うとともに、連携、協力して集積の利点を生かした施設運営・事業展開を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに関する国の動向もふまえつつ、県ゆかりの偉人や、三重の多様で豊かな自然・歴史文化等をテーマとした多彩な展覧会・公演等を開催するとともに、これを支える専門人材や次代を担う子どもたちの育成等に取り組み、主体的な文化活動を促す環境づくりを進めます。

(2) 学びとその成果を生かす場の充実

三重県生涯学習センター等がコーディネートや調査研究等の機能を充実しながら、高等教育機関やミュージアム、文化芸術分野の専門家等と連携し、県民の皆さんの多様なニーズをふまえた魅力的な学びの場を提供します。また、「みえ生涯学習ネットワーク」等を通じ、学びの成果を発表・発信する場を創出し、さまざまな主体の学びが一層深まり、広がるよう支援します。

(3) 文化交流ゾーン構成施設の連携・経営の推進

文化交流ゾーン構成施設については、既に指定管理者制度を導入している総合文化センターに加え、平成30年4月から新たに美術館、総合博物館、図書館の施設管理および広報等の業務の一部に指定管理者制度を導入するとともに、文化交流ゾーン連携・経営推進会議を設置しました。今後、さらに各館が連携・協力することで、集積の利点を生かした施設運営や事業を展開し、県民により魅力的な「学び・体験・交流の場」を提供していきます。

3 三重県総合博物館（MieMu）について

文化振興課

1 博物館の概要

三重の自然と歴史・文化に関する約 56 万点の資料を収蔵する総合博物館として、平成 26 年 4 月 19 日に、津市一身田上津部田地内（三重県総合文化センター隣）に開館

〈使命〉・三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代に生かす博物館

・学びと交流を通じて人づくりに貢献する博物館

・地域への愛着と誇りを育み、地域づくりに貢献する博物館

〈テーマ〉 三重が持つ「多様性の力」

〈活動理念〉 ともに考え、活動し、成長する博物館

2 平成29年度の取組概要

(1) 実施結果

三重県の獣であるカモシカや人気の鉄道等をテーマにした多彩な展覧会のほか、各種団体・企業と連携して交流展を開催しました。また、移動展示、フィールドワークなど地域との連携によるアウトリーチ活動を展開しました。さらに、企業にご協力いただき、コーポレーション・デーを開催するとともに、講演会・ワークショップ等の交流創造活動に取り組みました。これらの結果、246,089人の方にご利用いただきました。（別紙1参照）

(2) 主な課題

①博物館の整備にあたっての「7項目」の着実な推進

博物館の整備にあたっての「7項目」（別紙2参照）に、しっかり取り組んでいく必要があります。

特に、年間の運営費における県費負担の削減や入館者増等のための広報体制の強化については、開館以来のこれまでの取組に加え、「発信」、「営業」および「連携」といった面についての業務改善に一層注力していく必要があります。

②次世代育成の取組の充実

次代を担う子どもたちが感性や想像力を一層伸ばすことができるよう、展示見学に加え、さまざまな学びや実体験のプログラムを充実させていく必要があります。

3 平成30年度の取組

(1) 博物館の整備にあたっての「7項目」の着実な推進

引き続き、「7項目」にしっかり取り組んでまいります。

特に、年間の運営費における県費負担の削減や入館者増等のための広報体制の強化については、これまで取り組んできた多様なテーマでの展覧会の開催等に加え、これらの魅力を伝えるための広報や、より多くの方に来館いただくための営業活動を一層強化します。これらによって観覧料収入や企業からのご支援等を確保するとともに、経費の節減に努め、継続的で安定的な運営を行います。

① 展示等

- ・開館5年目となる平成30年度の企画展示については、県民の食や暮らしにも関わりの深い「貝」や伊勢玩具に代表される「おもちゃ」などを取り上げます。また、年度後半には、北海道の名付け親として知られる「松浦武四郎」の生誕200年を記念した展示や、学校教育と連携した「くらしの道具」と三重の伝統産業を取り上げた展示を行います。また、移動展示、フィールドワーク等のアウトリーチ活動も、引き続き、展開します。

② 広報・営業活動

- ・経営戦略広報課が中心となって、展示等の魅力を一層効果的・効率的に発信していきます。
 - ア SNSをさらに活用して、企画展開催までの作業風景等についても発信
 - イ 交通事業者や集客施設等と情報発信面での連携を一層強化
- ・学校や企業等に対する営業活動については、博物館を利用いただくメリット等を利用者に応じてわかりやすく、しっかりと伝え、継続的な利用と新規顧客の獲得に努めます。
 - ア 企業パートナーシップ会員への徹底したフォローアップと、これまでアプローチが弱かった企業への訪問による新規会員の獲得
 - イ 学習指導要領等の改訂の機会をとらえ、小学校等で取組が進められている「アクティブ・ラーニング」のフィールドとしての活用を学校現場に提案

(2) 次世代育成の取組の充実

子どもたちが感性豊かな時期に三重のことを学べる場、学校とは異なる学びの場として、次世代育成の取組を充実させます。

- ① 学習指導要領等の改訂の機会をとらえ、小学校等で取組が進められている「アクティブ・ラーニング」のフィールドとしての活用を学校現場に提案
- ② 展示に関する「学びのワークシート」の拡充
- ③ 遠方の学校に対する出前授業等の実施
- ④ 工業・商業高校や高等専門学校、大学等の課題研究型学習の実践の場、成果発表の場としての活用を提案

平成29年度の取組概要

1 入館者数（博物館への入館者総数（無料スペースのみの利用者を含む。））
246,089人（目標者数：250,000人 達成率：98.4% 平成28年度：240,906人）

2 展示観覧者数（基本展示および企画展示の観覧者総数（無料観覧者数を含む。））
155,926人（目標者数：160,000人 達成率：97.5% 平成28年度：171,547人）

(1) 基本展示

76,515人（平成28年度：82,595人）

(2) 企画展示

79,411人（平成28年度：88,952人）

展示内容	期間	観覧者数
きて・みて・さわって カモシカ☆パラダイス	4/15～6/25 <62日間>	14,278人
みんなののりもの大集合～この夏、三重をのりつくそう～	7/8～9/18 <63日間>	42,981人
発掘された日本列島,2017	9/30～11/5 <32日間>	9,520人
オリンピック・パラリンピック 栄光の軌跡～秩父宮記念スポーツ博物館三重巡回展～	11/18～1/14 <45日間>	12,632人

(3) 交流展示

42,963人（平成28年度：4回実施、25,164人）

展示内容	期間	観覧者数
よみがえる半泥子の千歳山荘展	6/13～7/2 <18日間>	2,862人
人形大使「ミス三重」90周年里帰り展	7/11～9/3 <48日間>	14,798人
先っちょ志摩に生きる	9/30～12/3 <57日間>	12,632人
日本の甲冑・武器武具の世界～武家の装いを支えたモノづくりの伝統～	2/3～3/18 <38日間>	11,625人
伊勢型紙の技と模様「江戸小紋」展	3/15～3/21 <7日間>	1,046人

(4) トピック展示

6,910人（平成28年度：2回実施、26,889人）

展示内容	期間	観覧者数
くらしの道具と小学生と調べるイセエビをめぐる食文化展	1/4～2/16 <38日間>	6,910人

(5) 移動展示

232人（平成28年度：1回実施、1,211人）

展示内容	期間	観覧者数
さわって感じる三重の海辺 (三重県立盲学校)	11/11 <1日間>	101人
たんけん！はっけん！御浜町	2/24～2/25 <2日間>	131人

3 子どもの利用状況

展示観覧者数 74,261人（平成28年度：79,451人）

うち学校による利用 214校 16,567人（児童・生徒のみ）
（平成28年度：238校 16,238人）

（利用校の種類別内訳）

年度	幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
29	28	127	12	15	32	214
28	30	125	21	21	41	238

（利用校の地域別内訳）

年度	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州	県外等	計
29	33	132	23	18	5	3	214
28	36	137	36	18	9	2	238

4 企業との連携

・パートナーシップ企業：158社（平成28年度：147社）

・コーポレーション・デー：9日開催 入館者数31,151人

（平成28年度：6日開催 入館者数16,367人）

5 交流創造活動

（1） 観覧レファレンス活動

交流創造エリアの中核をなす学習交流スペースにおいて、資料観覧、レファレンス活動を展開しました。

（2） 学習支援活動

講演会、博物館講座、各種ワークショップなど、子どもたちをはじめとする多くの県民のみなさんに三重の自然や歴史・文化に対する興味・関心をもっていたくきっかけづくりを目的とした学習支援活動を実施しました。

（主なもの）

MieMuセミナー、館長と調べる三葉虫のひみつ、さんちゃんのお食事会、文化財探訪、古文書調査法研修講座、週末ワークショップなど

（3） 県民・諸団体との交流

博物館活動を進めていく上で重要な基盤となる、県民の皆さんや多様な関係機関・団体との連携体制の構築を図りました。

（主なもの）

ミュージアム・パートナー制度の運用、三重大学および皇學館大学との連携など

三重県総合博物館の整備にあたっての「7項目」の取組状況について

項目	取組状況
<p>①総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月の常任委員会において「収支計画（開館5年目程度）」をお示しし、これに基づき平成29年度当初予算を編成しました。 ・平成30年度当初予算においては、収入支出とも予算額439,565千円、財源として県費376,982千円を計上させていただきました。収支計画策定時には見込めなかった消費税率の改定（5%→8%）等に伴う増加分を除けば、県費340,134千円となり、「収支計画」でお示しした345,500千円以内となっています。（別紙2-1参照） ・引き続き、収入の確保と経費の節減に努めるとともに、制度改正に伴うものや博物館だけの努力では解消できないもの以外は、開館5年目程度の平年時に向けて解消できるように取り組み、「収支計画」における県費345,500千円の範囲内となるよう努めてまいります。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※多様な収入確保の取組例(平成30年3月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等からの寄附(累計) 66,360千円(84件) ・パートナーシップ会員数 158社 ・ // 協賛額(累計) 24,690千円 </div>
<p>②入館者増、企業からの寄附などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津駅前や県庁前看板、ポスター・チラシの配布といった従来からの手法に加え、SNSのさらなる活用、交通事業者や集客施設等との連携を一層強化し、戦略的・統一的に広報を展開していきます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展のチラシへの次期企画展情報の掲載、エントランスホールへの次期企画展の大型広報パネルの設置など早い段階からのPRの実施 ・博物館の外構の街路に沿った部分に、開催中の企画展の、のぼり旗を設置 ・県内の幼稚園・小中学校の校長会に出向き利用促進への協力を依頼 ・県内の小学校・幼稚園の全児童への夏の企画展チラシ配布や近隣の小学校・幼稚園への企画展の追加広報等の実施 ・連携先の地域団体等と連携した企画展PR活動（スタンプラリー等） ・県外（特に愛知県・岐阜県方面）への企画展広報の強化（新聞広告の集中的な実施、ポスター・チラシの配布先の拡大など） ・ツイッターやフェイスブックなどSNSを活用し、企画展の目玉や企画展開催までの作業風景など、旬の情報をいち早く提供 ・企業への訪問や県内商工会議所等の会合への参加を通じて、当館の取組を説明 ・パートナーシップ企業に企画展ポスターの掲示やチラシ配布等による従業員の利用促進への協力を依頼 <p>・中部芸術文化記者クラブへの情報提供の継続的实施</p> </div>
<p>③外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくための仕組みを早期に導入すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開館後の運営や経営のあり方についてご意見を伺うため、三重県総合博物館経営向上懇話会を平成23年10月に設置し、活動と運営の仕組みに反映してきました。（開館までに12回開催） ・開館後は三重県総合博物館協議会を設置し、経営面に係るご意見も伺っています。年2回開催しており、平成29年度は、第1回を7月25日、第2回を12月12日に開催しました。

<p>④多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附・協賛など資金的な協力だけでなく、展示やイベントでの協働など、さまざまな観点からの連携を実施しています。 <p>※主な取組</p> <p>ア) コーポレーション・デー (企業等の協賛により、特定の日の基本展示観覧料を無料化。協賛者は、チラシの配布など自らの広報活動が可能。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度は、9 日間開催 (6/18: (株) ケーブルコモンネット三重、9/2~3: (一社) 日本外来小児科学会、9/23: (一財) 三重県環境保全事業団、9/30: 国土交通省中部運輸局三重運輸支局ほか「みえ交通安全・環境フェスタ」、11/12: 三重県トラック協会青年部会、11/25~26: (株) ファーラウト、1/13: (株) 百五銀行) <p>イ) 展示関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示の企画、共同開催 ・ 展示資料の借用 ・ 展覧会関連イベントの企画・実施 <p>ウ) 事業関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館内施設を利用したセミナーやイベントの共同開催 ・ 企業等が開催する展示やイベントにおける PR 展示や相互広報の実施 ・ 企業等が主催する三重の自然や歴史・文化をテーマとした講演会への講師としての参加 ・ 企業等による地域活動に対する取組(森づくり活動等)への協力 <p>エ) ミュージアムショップ関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の店舗と連携したスイーツ等を開発して販売 ・ 地域企業との連携による Mie Mu オリジナル商品の企画・販売 ・ 体験イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度は、引き続き、企業パートナーシップ会員への徹底したフォローアップと、これまでアプローチが弱かった企業への訪問により新規会員の獲得に努めます。
<p>⑤現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年 5 月 25 日に、旧県立博物館所在地に津放送会館を移転するための基本合意を NHK と締結しました。 ・ 都市計画法その他の法令に基づく都市計画の変更等について、関係機関・部局との協議および地元調整を継続しています。 ・ 旧県立博物館敷地内に存在していた個人名義の土地問題を解決し、財産管理の適正化を図りました。
<p>⑥自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初計画で 20kw としていた太陽光パネルについて、展示室屋根上部に 100kw 分を追加するとともに、総合博物館と総合文化センター立体駐車場を結ぶ連絡ブリッジの屋根上部にも 2.5kw 分を設置しました。 ・ なお、地中熱を利用した水蓄熱空調システムについて、省エネ性・環境性に優れるとともに、空調負荷の低コスト化を図ったことなどが評価され、平成 26 年 7 月 16 日に一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターから表彰を受けました。
<p>⑦金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会への影響・効果を表すための項目を洗い出して評価指標として設定し、評価と改善のための仕組みを整備しました。 ・ 取組状況については、三重県総合博物館協議会に設置した評価部会における分析や評価などを行い、事業の策定や業務の改善に反映させています。

平成30年度収支計画について

(1) 収入

(単位：千円)

項目	収支計画 (H25.6提示)	平成30年度	備考
観覧料収入	42,000	32,856	消費税率の改定に伴う増加分 912千円
企業からの協力 (企業パートナーシ ップ等)	8,000	5,890	
施設活用による収 入(ミュージアムシ ョップ等)	10,000	3,971	
その他事業関連収 入(資料利用収入 等)	2,500	866	
公的団体等の外部 資金獲得(国交付金 を含む)	12,000	10,000	
外部資金を活用し た基金からの繰入	9,000	9,000	
(小計)県費以外の収入	83,500	62,583	収支計画策定時に見込めなかった額の計 912千円 … A
県費	345,500	376,982	AとBの差額 36,848千円 これを除くと、平成30年度県費は 340,134千円
合計	429,000	439,565	

(注)「平成30年度」には、収支計画策定時に見込めなかった消費税率の改定(5→8%)等に伴う増加分を含んでいます(備考欄に記載)。

(2) 支出

(単位：千円)

項目	収支計画 (H25.6提示)	平成30年度	備考
事業費	97,000	92,190	消費税率の改定に伴う増加分 2,546千円
維持管理費・一般管理 費	140,000	119,085	消費税率の改定に伴う増加分 3,298千円
人件費 (正規職員)	160,000	194,235	計画における想定人件費と配置実績の差 等に伴う増加分 29,987千円
人件費 (非常勤職員)	32,000	34,055	報酬・賃金改定に伴う増加分 1,929千円
合計	429,000	439,565	収支計画策定時に見込めなかった額の計 37,760千円 … B

(注)「平成30年度」には、収支計画策定時に見込めなかった消費税率の改定(5→8%)等に伴う増加分を含んでいます(備考欄に記載)。

4 人権施策の総合的な推進について

人権課

1 現状

(1) 人権施策の総合的な推進

差別のない人権が尊重される社会の実現を目的とする「人権が尊重される三重をつくる条例」(平成9年制定)に基づき、「三重県人権施策基本方針」を策定(平成27年12月第二次改定)し、その推進計画である「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(平成28年3月策定)により、人権施策を総合的、体系的に推進しています。さらに、平成28年度に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」等をふまえ、取組を進めています。

(2) 人権センターの取組

人権センターは、平成8年11月に、本県の人権啓発を推進する拠点施設として設置し、常設展示室・図書室・多目的ホール等の施設を活用した啓発に取り組むとともに、メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催等、多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供しています。

また、センター内に人権相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上の支援に取り組んでいます。

2 課題

(1) 人権啓発

人びとの人権意識は高まりつつありますが、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。また、社会状況の変化に伴い、インターネット上での人権侵害や性的マイノリティの問題等、新たな課題が発生しています。

このため、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、人権啓発をはじめとする総合的な取組を一層推進していく必要があります。

(2) 人権擁護と救済

人権に係る県民からの相談は、人権センターのほか、法務局や人権擁護委員連合会等でも受けていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

このため、相談員等の専門性や資質の向上を支援するとともに、人権センターと各相談機関との連携を強化していくことが必要です。

3 今後の取組方向

(1) 人権施策の進捗管理と検証

第三次行動プランに基づき、人権施策の全庁的な進捗管理を行うとともに、県の取組状況等を年次報告にまとめ、「三重県人権施策審議会」に報告し、県ホームページ等で公表します。

(2) 効果的な人権啓発の推進

県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざし、人権センターにおいて、啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット啓発といった「感性に訴える啓発」、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」など、手法を工夫するとともに、新たな人権課題をテーマとする講演会等を開催するなどして、効果的な人権啓発の推進に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

さまざまな人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、専門性や資質の向上を図るとともに、県の関係機関をはじめ国や市町等と情報交換を密にし、各種相談機関との連携を充実することにより、実効ある相談、支援体制の構築に努めます。

5 女性活躍の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が実施した「e-モニターによるアンケート調査」(平成30年2月実施)の結果によると、「社会全体において、男女の地位が平等になっている」と思う人の割合は、ここ数年20%前後で推移しています。また、依然として、半数以上の人々が「男性の方が優遇されている」と思っており、社会における男性優遇感は、根強く残っていると考えられます。

Q：社会全体において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

出典：e-モニターによる男女共同参画に関するアンケート調査（広聴広報課調べ）

	平等である	男性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている
H26年度	17.5%	61.2%	9.5%
H27年度	21.3%	55.3%	7.9%
H28年度	22.1%	56.6%	9.1%
H29年度	19.1%	56.1%	10.7%

また、昨年度、「第2次三重県男女共同参画基本計画 第二期実施計画」を改訂し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」とも整合性を図りつつ、この計画に基づき女性活躍・男女共同参画の推進に取り組んでいます。

2 課題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

女性の活躍推進が国の成長戦略の大きな柱に位置づけられる中、県内事業所の女性管理職の割合は10.1%（H29.7.31現在）、県・市町の審議会等における女性委員の割合は27.3%（H29.4.1現在）であり、指導的地位にある女性の割合は、未だ十分とは言えない状況です。そのため、政策・方針決定過程への女性参画の一層の推進が求められています。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

上記「e-モニターによるアンケート調査」では、「男は仕事、女は家庭」といった考え方について、「同感しない」・「どちらかといえば同感しない」と回答した人の割合は62.8%と、固定的な性別役割分担意識は薄くなりつつあります。

しかし、「同感する」・「どちらかといえば同感する」と回答した人の割合が29.8%と未だ根強く残っている状況もあることから、市町等と連携した男女共同参画意識の一層の普及・啓発が必要です。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、社会全体として取り組んでいくことが求められています。また、男性の家事や育児等への参画や長時間労働を前提としない働き方の構築等を進めるため、男性や経営者層の意識改革を行うなど、女性が活躍できる環境づくりを行っていく必要があります。

(4) 性犯罪・性暴力被害者支援の必要性

性犯罪・性暴力被害は、その被害の性質上、被害者が悩みを第三者に相談しにくく問題を一人で抱え込む傾向があることから、被害者からの相談に適切に対応し、被害者の立場に立った支援体制を維持していくことが求められます。

3 今後の取組方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画

「第二期実施計画（改訂版）」をふまえ、男女共同参画施策の一層の推進をめざし、各部局と連携して計画の着実な実行に取り組むとともに、市町に対しては、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定などの取組が進むよう、それぞれの実情に応じた支援を行っていきます。

(2) 男女共同参画意識の普及と啓発

県男女共同参画センター「フレンテみえ」との密接な連携のもと、指定管理事業の実施などを通じ、男女共同参画意識の一層の普及啓発を図ります。

(3) 職業生活等における女性活躍の推進

女性の活躍につながるアワード事業を展開し、さまざまな分野における女性人材の掘り起こしやスキルアップ等を行い、女性活躍のロールモデル創出に取り組みます。また、講演会の開催を通じ、経営者や管理職等リーダー層の意識改革にも取り組むなど、「女性の活躍推進三重県会議」の活動により女性活躍推進の気運醸成をより一層図っていきます。

(4) 性犯罪・性暴力被害者支援の取組

性犯罪・性暴力の被害者や関係者に寄り添った支援を行う「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の安定した運営により、電話・面接相談（相談員を3名に増員）、法律相談、医療機関紹介、付添支援等を行います。また、より幅広い広報啓発に努めるとともに、研修体制を充実することにより相談員のスキルアップを図り、より多くの方に適切な支援を提供できるよう努めます。

6 多文化共生社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県内の外国人住民数は、平成 20 年をピークに減少していましたが、近年再び増加に転じ、平成 29 年末には 47,665 人と 4 年連続で増加しました。

県内総人口に占める外国人住民の比率は約 2.60%（対前年 0.24 ポイント増）と全国的にも高い水準にあり、国における高度外国人材の受入れ促進等に伴って、今後も一層の増加が予想されます。（別紙参照）

グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けて、県では、平成 28 年 3 月に「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定し、文化的背景の異なる人びとが互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会を一緒に築いていけるよう、多文化共生社会づくりを進めています。

2 課題

(1) 「違いを乗り越える」から「違いを生かす」への発想の転換

外国人住民の生活支援施策においては、かつては「文化の違いを乗り越える」ことをめざしていましたが、近年ではその「違いを生かす」ことで新たな価値を創造することが大切とされています。外国人住民と日本人がお互いの文化を尊重しながら、共に地域社会を築いていける仕組みをつくる必要があります。

(2) 外国人住民の地域社会への参画の促進

人口減少の進展や価値観の多様化など、県民の生活を取り巻く状況が大きく変化しています。新たな地方創生を図るため、外国人住民が積極的に地域社会に参画できる環境づくりが必要です。

(3) 互助関係の構築

外国人住民を含む地域住民が対等な関係で互いにより影響を与え合える状況をつくることは、地域の活性化につながります。外国人住民が将来に対して不安を感じることなく安心して暮らすことができるよう、さまざまな課題の解決に向けた支援に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、外国人住民が地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加できるよう、「三重県外国人住民会議」の開催などを通じて、外国人住民の意見を地域の取組に反映させていきます。

(2) 情報や学習機会の提供

外国人住民が地域社会の担い手（アクティブ・シチズン）として活躍できるよう、生活情報だけにとどまらず、地域の課題やその取組に関する情報を多言語で提供します。

また、外国人住民が地域での活動を取材し、発信する取組を進め、外国人住民が地域の担い手となるための環境づくりに取り組みます。

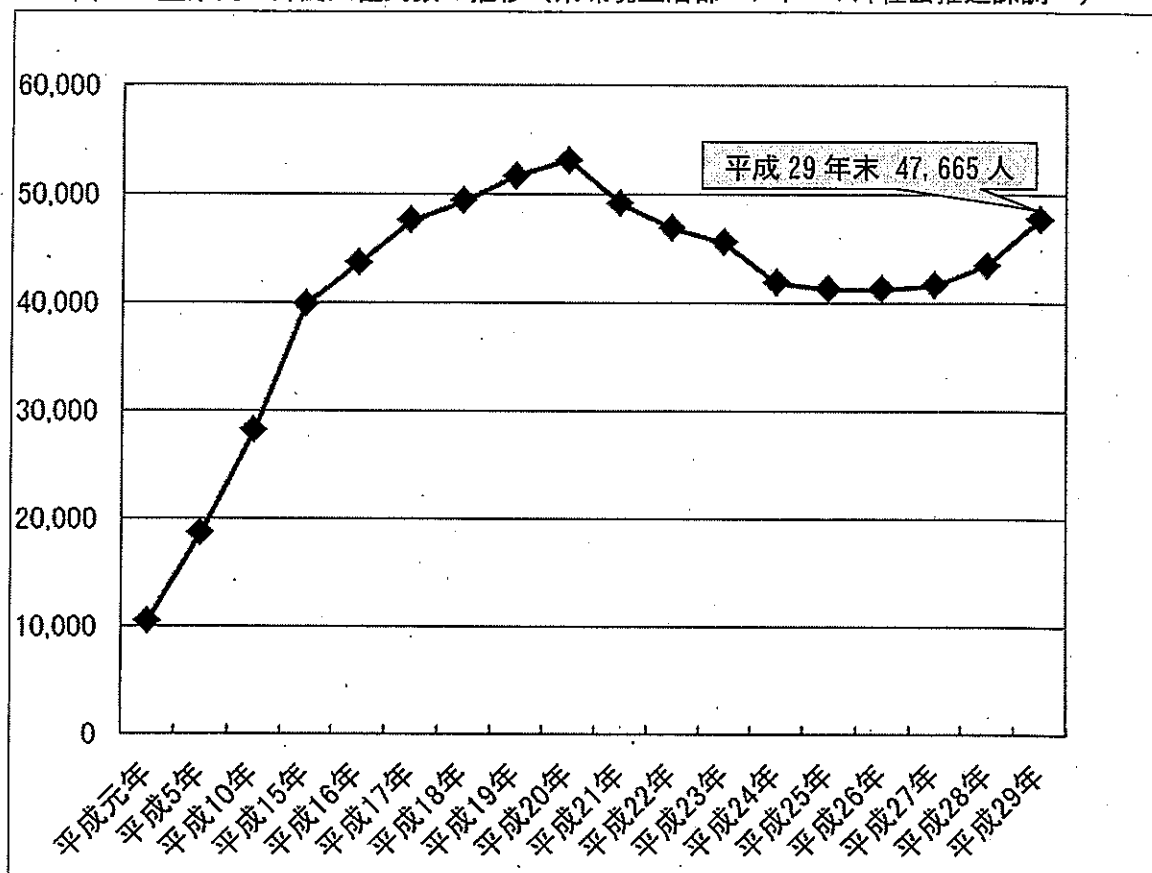
(3) 基盤となる安全で安心な生活への支援

医療通訳者の計画的な育成、外国人住民の防災意識の向上や消費者被害の防止などの課題に対応し、外国人住民の安全で安心な暮らしに向けた支援を進めます。

(4) さまざまな主体との連携

多文化共生社会づくり施策についての意見を集約し、諸事業に反映するため、「三重県多文化共生推進会議」を開催するなど、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して取り組みます。

図：三重県内の外国人住民数の推移（県環境生活部・ダイバーシティ社会推進課調べ）



表：平成29年末 国籍・地域別外国人住民数（ダイバーシティ社会推進課調べ）

順位	国籍	外国人住民数	構成比	前年末からの増減数	前年末からの増減率
1	ブラジル	12,993人	27.3%	1,415人	12.2%
2	中国	7,734人	16.2%	17人	0.2%
3	フィリピン	6,554人	13.8%	399人	6.5%
4	韓国	4,436人	9.3%	▲54人	▲1.2%
5	ベトナム	4,332人	9.1%	1,039人	31.6%
その他		11,616人	24.3%	1,404人	13.7%
三重県計		47,665人	100.0%	4,220人	9.7%

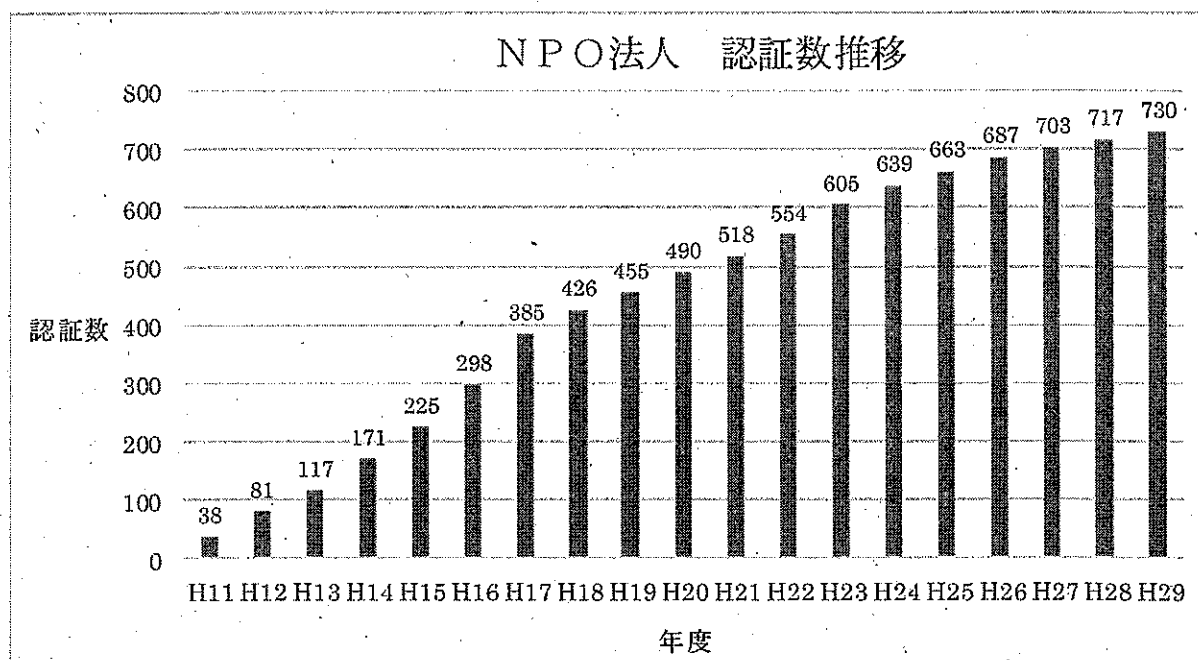
7 NPOの参画による地域社会づくりの推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

県が認証しているNPO法人は、平成29年度末で730法人あり、その活動内容は、「保健・医療・福祉」が最も多く、次いで「まちづくり」や「子どもの健全育成」が多くなっています。

しかしながら、収入規模500万円未満の法人が約51%と、財政力の脆弱な法人が多い状況です。



NPO法人の収入規模 ※各NPO法人の事業報告書（平成29年提出分）より

収入規模	法人数	比率
5000万円以上	75	11.1%
1000万円以上 5000万円未満	192	28.5%
500万円以上 1000万円未満	61	9.1%
500万円未満	346	51.3%

2 課題

(1) NPOの運営基盤の強化

NPOがさまざまな分野で社会づくりに取り組んでいるという認識は広がっているものの、NPOの活動内容などの情報が浸透しておらず、県民の皆さんや企業等のNPO活動に対する理解が十分に進んでいないという状況です。

また、中間支援団体(※1)においては、情報発信にとどまらず、NPOに対するより一層の専門的支援が求められています。

※1 市民活動や市民活動団体を支援する活動を行う団体

(2) 災害ボランティア支援の体制強化

県は、NPO・県社会福祉協議会等とともに官民協働で「みえ災害ボランティア支援センター(※2)」の運営に参画しています。

平成29年度は、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため策定した「三重県広域受援計画」(防災対策部所管)において、支援者(県内外の災害ボランティア団体等)や関係機関(県・市町等)の役割を明確化し、支援者・関係機関が情報共有・連絡調整を行うための連携の場である「三重県域協働プラットフォーム」を新たに規定しました。

今後は、市町において受援体制を整備していく中で、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、「現地協働プラットフォーム」の整備を市町・市町社会福祉協議会・NPO等に働きかけていく必要があります。

※2 三重県地域防災計画に位置づけられ、災害時に各市町に設置される現地災害ボランティアセンターを後方支援する役割等を担う。

3 今後の取組方向

(1) NPOの運営基盤の強化

NPO活動に対する県民の皆さんの理解が進むよう、中間支援団体等と連携し、「市民活動・NPO月間(※3)」を中心に、効果的な情報発信を行っていきます。

また、みえ県民交流センターにおいて、NPOの運営基盤の充実・強化(資金調達や人材育成など)や県内中間支援団体の機能向上・連携交流を図ります。

※3 県民の皆さんの市民活動に対する理解と参加を促すため、平成25年度から12月を「市民活動・NPO月間」として、集中的に啓発活動を行っている。

(2) 災害ボランティア支援の体制強化

発災時、市町においてもボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、「現地協働プラットフォーム」構築のための実践的な訓練等を通じ、市町・社会福祉協議会・NPO等と連携して受援体制を整備し、災害時に備えた互いに「顔の見える関係づくり」の促進に取り組んでいきます。

8 ダイバーシティ社会の推進について

ダイバーシティ社会推進課

1 現状

本県におけるダイバーシティ社会（※）の実現をめざし、平成29年12月に都道府県初となるダイバーシティ社会推進のための県の方針「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定しました。

※ダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会

<県の推進方針の概要>

一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることは、個人や社会にとってプラスであるという考え方（ダイバーシティの考え方）や、一人ひとりの行動を促す6つの視点（ダイバーシティの視点）、県の取組展開の方向性などを示しています。

（別紙1参照）

<県庁内推進本部>

ダイバーシティ社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、知事をトップに各部局長をメンバーとする「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を平成29年4月に設置し、推進方針の策定とともに、部局間の連携を進めています。

2 課題

ダイバーシティという言葉の認知度はまだ低く、まずは県民の皆さんにダイバーシティの考え方を広めていくことが必要です。

また、ダイバーシティ社会の実現のためには、地域社会全体での息の長い取組が重要であり、推進方針においては、今後の県の取組展開の方向性として、3つの推進の柱を掲げて取り組むこととしています。

<3つの推進の柱>

① 「ダイバーシティの考え方の浸透 ～考え（意識）を変える～」

- ・ダイバーシティへの理解促進
- ・人権意識や男女共同参画意識の向上、障がい者の権利擁護 など

② 「交流・支え合いによる進化 ～行動を変える～」

- ・子どもの育ち応援、高齢者の社会参加活動の促進、障がい者の自立・共生
- ・多文化共生、防災、スポーツ
- ・バリアフリー観光、ユニバーサルデザインのまちづくり など

③ 「参画・活躍に向けた変革 ～仕組みを変える～」

- ・働き方改革や農林水福連携
- ・特別支援学校就労推進 など

3 今後の取組方向

ダイバーシティ社会の実現に向けて、県の推進本部等の機能を活用しつつ、ダイバーシティの視点から庁内横断的に取組を展開するとともに、ダイバーシティの考え方の浸透を図る取組（ダイバーシティ社会推進事業）を実施します。

<ダイバーシティ社会推進事業の概要>

ダイバーシティに対する理解促進のためのワークショップや、県内における具体的な取組の見える化事例の収集・発信などを行います。

具体的には、平成 30 年5月 21 日に推進キックオフイベントとして「ダイバーシティみえトークイベント」を開催（津市内）し、多様な社会について考える機会としました。今後、ダイバーシティに係るさまざまなテーマを設定し、ワークショップを開催（5回）するなど取組を進めます。（別紙2参照）

「ダイバーシティ^{（きり）}みえ推進方針 ともに輝く、多様な社会へ」の概要

ダイバーシティの風を 三重から起こす

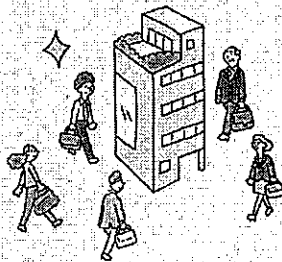
多様性を尊重し受け入れる素地がある
という強みを生かし、チャレンジ!



実現を
めざす

めざすダイバーシティ社会

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず「一人ひとり
違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、
誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」



ダイバーシティは プラスであるという考え方

「ダイバーシティは、個人・組織・社会にとってプラス」

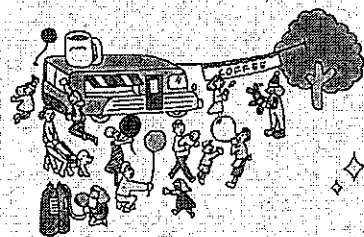
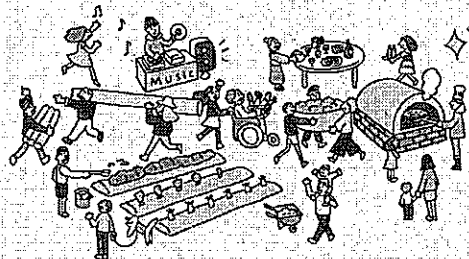
- ① 違いを互いに受け入れる → 能力発揮
- ② 違うことに価値を見いだす → 価値観・世界観の広がり
- ③ 違った能力が掛け合わされる → イノベーション(変革)

発想の転換や見直し

(ダイバーシティの視点)

「一歩先の未来に向けて6つの視点」

- 視点1 違いを知ること、伝えること
- 視点2 交流を増やすこと
- 視点3 互いに支え合うこと
- 視点4 みんなができるという発想を持つこと
- 視点5 多様かつ柔軟なシステムとすること
- 視点6 違った目線、考え方を力とすること



今後の取組展開

～3つの推進の柱～

ダイバーシティの考え方の浸透
～考え(意識)を変える～

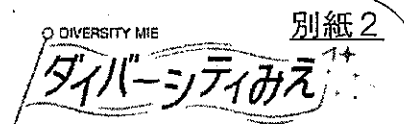
交流・支え合いによる進化
～行動を変える～

参画・活躍に向けた変革
～仕組みを変える～

ダイバーシティみえ推進 主な関連取組 ～ともに輝く、多様な社会へ～

違いを知る、伝える
交流
互いの支え合い

みんなができるという発想
多様かつ柔軟なシステム
違った目線、考え方を力とする



一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて

三重県では「ダイバーシティみえ推進方針」を策定し、さまざまな分野で取組を展開。今後の取組展開を踏まえ、主な取組を紹介します

◆ダイバーシティの考え方の浸透～考え（意識）を変える～ ◆交流・支え合いによる進化～行動を変える～ ◆参画・活躍に向けた変革～仕組みを変える～

(※取組は平成30年度当初予算ベース、金額は事業費全体)

ダイバーシティの考え方の浸透

ダイバーシティ社会推進事業

【環境生活部】 5,000千円

「ダイバーシティみえ推進方針」に基づき、その考え方の浸透を図るため、「多様性」理解促進のためのワークショップ等を複数回開催することにより交流・体験の場づくりを進めるとともに、県内における具体的な取組事例の情報発信等を行います。



人権尊重

人権啓発事業

【環境生活部】 23,384千円

県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会等の開催やスポーツ組織との連携による啓発等を行うとともに、市町の取組に対する支援を行います。

男女共同参画

みえの輝くロールモデル創出事業

【環境生活部】 8,286千円

さまざまな職業分野において活躍する女性人材の掘り起こしを行い、ロールモデルを創出するアワード事業を展開するとともに、創出されたロールモデルの取組等を効果的に情報発信し、広く県内への浸透を図ります。



障がい者差別解消

障がい者権利擁護推進事業

【子ども・福祉部】 4,888千円

障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発活動を進めるほか、三重県障がい者差別解消支援協議会で構築したネットワークを生かし、差別の解消に向けた取組を推進します。

子育て

子どもの育ちの推進事業

【子ども・福祉部】 25,372千円

子どもの育ちや子育て家庭を応援する「みえ次世代育成応援ネットワーク」等と連携し、各種イベントの実施や、「みえの子ども応援プロジェクト」によるNPO・団体の取組支援等を進めます。



家庭的養護推進事業

【子ども・福祉部】 95,354千円

里親制度の普及啓発や里親支援の充実を図り、里親等への委託を推進するとともに、児童養護施設の小規模グループケア化や地域分散化、児童家庭支援センターの設置を促進します。

高齢者の社会参画

高齢者健康・生きがいづくり支援事業

【医療保健部】 16,848千円

高齢者の社会参加活動を促し、元気な高齢者が生活支援の担い手となるよう、地域で自主的に活動する高齢者団体を養成するための研修を実施するとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。



障がい者の自立・共生

障がい者の地域移行受け皿整備事業

【子ども・福祉部】 170,302千円

障がい者が地域社会で自立した生活ができるよう、地域移行を進めるため、グループホームや日中活動の場の整備促進に取り組めます。

多文化共生・国際交流

安全で安心な生活への支援事業

【環境生活部】 9,597千円

医療通訳人材の育成および通訳配置の促進や、災害時に外国人住民等への支援ができる人材の育成など、市町や関係団体等と連携しながら進めます。

防災

地域防災力向上支援事業

【防災対策部】 13,158千円

女性や高齢者、外国人など要配慮者の視点もふまえた避難所運営マニュアル作成や「津波避難に関する三重県モデル」を活用した取組を促進するとともに、地域防災の重要な担い手である自主防災組織活動の活性化を支援することなどで、地域防災力の向上を図ります。

スポーツを通じた交流・障がい者スポーツ

地域スポーツイベント開催事業

【地域連携部】 15,584千円

県民の皆さんがスポーツに親しむ機会の充実を図るため、みえスポーツフェスティバルおよび美し国三重市町対抗駅伝を開催します。



障がい者スポーツ推進事業

【子ども・福祉部】 63,723千円



平成33年の第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けて、選手の発掘・育成や指導者等の養成、練習環境の整備を行います。また、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、引き続き、国内外の大会で活躍できる身体障がい者選手の発掘・育成を図るとともに、事前キャンプ地誘致に向けた競技団体の合宿や大規模大会の誘致を行います。

ユニバーサルデザインのまちづくり

ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業

【子ども・福祉部】 3,417千円

ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例および条例に基づくユニバーサルデザインのまちづくり推進計画に沿って取組を進めるとともに、周囲の方に配慮や援助を必要としていることを知らせるヘルプマークやヘルプカードの普及などを進めます。



国際ウィーク等推進事業

【雇用経済部】 5,523千円

伊勢志摩サミットのレガシーを三重の未来に生かすため、伊勢志摩サミット記念館「サミエール」による情報発信や「みえ国際ウィーク」などのポストサミット事業に取り組めます。

働き方改革・ダイバーシティ経営促進

働き方改革取組拡散事業

【雇用経済部】 12,287千円

本県における働き方改革の「第2ステージ」として、県内で進む企業の自発的な取組を地域全体に拡散させるため、労働力不足が深刻な業種等を対象に、積極的な支援やセミナーの開催に取り組みます。また、働き方改革の成果を人材確保につなげるため、企業の取組を県外で情報発信し、U・Iターン就職を促進します。

農林水産連携

農福連携全国都道府県ネットワーク

形成・強化事業

【農林水産部】 1,000千円

「農福連携都道府県ネットワーク」との連携強化の中で、全国の優良・先進事例の調査をふまえ、農福連携の効果の検証や発信などに取り組み、農福連携のさらなるステップアップにつなげます。



参画・活躍に向けた教育

特別支援学校就労推進事業

【教育委員会】 9,392千円

企業経験豊かなキャリア教育サポーターを配置し、生徒本人の適性と職種のマッチングを図り、関係機関、企業等と連携して、業務内容を支援方法とともに企業に提案する職場開拓を行います。また、特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するため、キャリア教育プログラムの作成を進めるとともに、企業等と連携した技能検定を実施します。

暮らし(移住)

ええとこやんか三重移住促進事業

【地域連携部】 37,421千円

「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、関西圏・中京圏で開催する「移住相談デスク」などにより、引き続き、きめ細かな相談を行っています。また、市町や関係機関と連携し多様な就労情報を掘り起こすと同時に、大都市圏においてプロモーションを展開することにより、ワークモライフも充実した三重での「暮らし方」の魅力を発信します。さらに、移住の決定に有効な、地域と交流する機会を創出する現地訪問への誘導を強化します。

9 交通安全対策の推進について

くらし・交通安全課

1 現状

県の交通安全の取組としては、「第10次三重県交通安全計画」および「第2次三重県飲酒運転〇をめざす基本計画」（両計画の期間：平成28年度～32年度）に基づき、県民の皆さんをはじめ市町、警察、事業者、関係機関・団体等と連携・協働した各種交通安全対策を通じて、交通事故ゼロ、飲酒運転〇（ゼロ）の安全なまちづくりを進めています。

(1) 交通事故情勢

県内の「交通事故死者数」は長期的には減少傾向にあり、平成29年中の「交通事故死者数」は統計が残る昭和29年以降過去最少の86人となりました。

なお、平成30年は4月末現在で28人、前年同期比6人の増となっています。

平成29年中の交通死亡事故の主な特徴としては以下のとおりです。

① 高齢者が4割以上を占める（10年ぶりに5割を下回る）

- ・高齢者は37人（構成率43.0%）
- ・自転車乗用中、歩行中の交通弱者が28人（構成率75.7%）

② 交通弱者（歩行者・自転車乗用者）が約5割を占める

- ・交通弱者は41人（構成率47.7%）、前年（49人）より8人減

③ シートベルト非着用者が約6割を占める

- ・四輪乗車中の35人中、シートベルト非着用者は20人（非着用率57.1%）で、シートベルトを着用していれば助かったと推定される死者は10人と推定

④ 飲酒運転関連が増加

- ・飲酒運転がからむ交通事故死者数は5人（前年比4人増）

(2) 飲酒運転事故の現状と根絶に向けた取組

飲酒運転がからむ人身事故は長期的に減少していますが、平成29年中の死亡事故は5件、5人（前年比4件、4人増）となりました。

平成26年制定の「三重県飲酒運転〇をめざす条例」に基づき、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知や勧告、規範意識の定着のための教育や啓発活動等に取り組んでいますが、いまだ根絶には至っていません。

2 課題

(1) 交通事故の防止

- ① 交通事故死者数に占める高齢者の割合は4割以上と、依然高い割合を記録し、また平成30年（4月末現在）は28人中23人（82.1%）を高齢者が占めるなど、本年に入り一段と厳しい状況となっていることから、高齢者一人ひとりの心に安全意識が浸透する効果的な広報啓発が必要です。また、運転に不安を感じる高齢者等の運転免許証自主返納の促進に向けた取組も必要です。
- ② 歩行者や自転車乗用者の事故防止のため、子どもや高齢者に対する交通安全教育・啓発を重点的に推進する必要があります。

- ③ 四輪乗車中死者の約6割がシートベルト非着用者であったことから、シートベルト着用率の向上に向けた対策が必要です。

(2) 飲酒運転の根絶

悪質な飲酒運転は後を絶たない状況にあることから、引き続き、関係機関・団体と連携し、規範意識の定着に向けた教育・啓発を行うとともに、再発防止のため、アルコール依存症に関する受診義務の周知徹底と受診しやすい環境づくりを進める必要があります。

3 今後の取組方向

「第10次三重県交通安全計画」および「第2次飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」をふまえ、関係機関・団体と連携し、効果的な広報啓発活動に取り組みます。

(1) 交通死亡事故等の防止

① 高齢者対策

三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型の交通安全教育により身体機能低下の自覚を促すとともに、市町との連携によるパーク・アンド・バスライド方式による高齢者重点プログラムを引き続き実施していきます。

また、地域で活動する「交通安全シルバーリーダー」を育成（平成30年度150人予定）するとともに、老人クラブ等を通じて広く効果的な啓発活動を行います。

さらに、県ホームページ「運転免許証自主返納サポートみえ」において、運転免許証の返納者に対するバス料金や施設利用料金の割引等の優遇措置について周知を行い、運転に不安を持つ高齢運転者等が免許証を自主的に返納しやすい環境づくりに努めます。

② 交通弱者（歩行者、自転車乗用者）の事故防止

四季の交通安全運動等を通じて、関係機関や団体とも連携しながら、広報啓発活動に取り組むとともに、交通安全研修センターにおいて、子どもや高齢者を中心に各種シミュレータ等の交通安全教育機器を活用した交通安全教育を実施します。

③ シートベルト着用の徹底

四季の交通安全運動等の機会を通じて関係機関・団体と連携しながら、後部座席を含めたシートベルト着用、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図ります。

(2) 飲酒運転0（ゼロ）をめざす取組

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」および「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」をふまえ、関係機関・団体等と連携し、「飲酒運転0（ゼロ）宣言事業所」の募集・公表を行うほか、県内大型商業施設等での啓発活動に取り組みます。

また、再発防止のためのアルコール依存症の受診促進を図るため、指定医療機関（平成30年4月末36機関）の追加指定や、飲酒運転とアルコール問題相談の充実など、引き続き、受診しやすい環境づくりに努めるとともに、関係部局と連携し、アルコール健康障害の早期発見・早期介入により、飲酒運転0（ゼロ）をめざします。

交通事故発生状況

区 分	第8次県交通安全計画期間		第9次県交通安全計画期間					第10次県交通安全計画期間	
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
総事故件数(件)	60,399	63,005	62,436	63,642	64,706	62,442	61,674	61,032	61,905
人身事故件数(件)	11,372	11,275	10,420	10,155	9,804	8,100	7,169	6,038	5,441
うち死亡事故(件)	109	125	89	93	90	109	86	98	83
死者数(人)	112	135	95	95	94	112	87	100	86
うち高齢者(人)	65	71	53	48	49	57	52	52	37
(構成率) %	58.0%	52.6%	55.8%	50.5%	52.1%	50.9%	59.8%	52.0%	43.0%
負傷者数(人)	15,126	14,878	13,813	13,287	12,885	10,717	9,517	8,158	7,113
死傷者数(人)	15,238	15,013	13,908	13,382	12,979	10,829	9,604	8,258	7,199
物損事故件数	49,027	51,730	52,016	53,487	54,902	54,342	54,505	54,994	56,464
人口10万人あたり 死者数ワースト順位	10	2	16	10	14	3	14	9	9

10 安全で安心なまちづくりの推進について

くらし・交通安全課

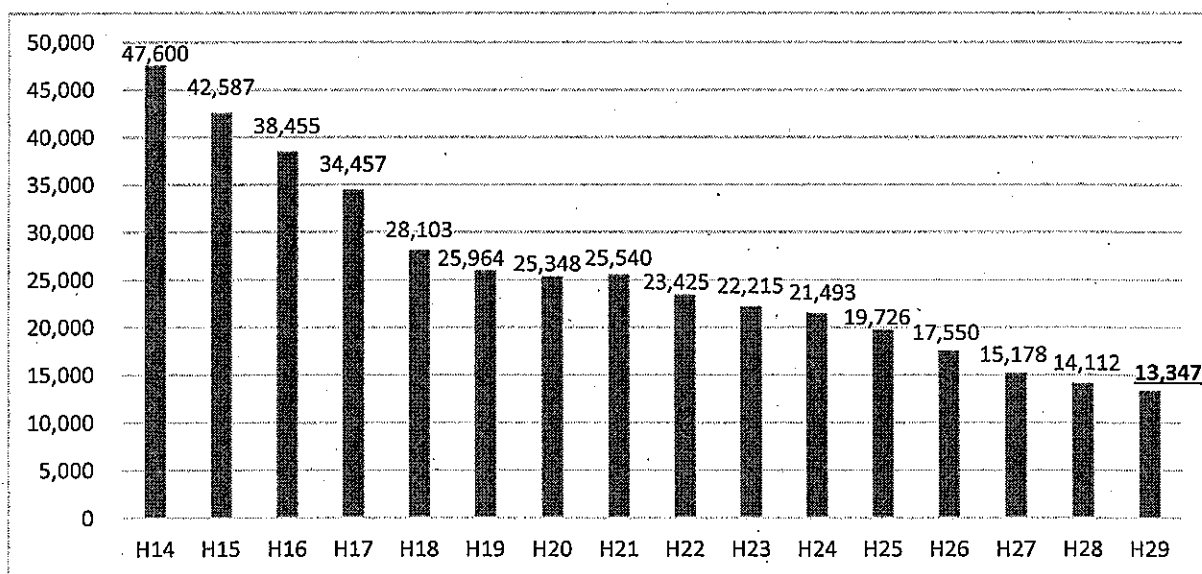
1 現状

(1) 犯罪情勢等

平成14年に戦後最多を記録した県内の刑法犯認知件数は、平成16年10月「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」の施行以降、県民意識の高まりや、地域による自主防犯活動の取組、防犯設備等の普及等により、減少傾向を示し、平成29年は平成以後最少（13,347件）を記録しました。

また、県内の自主防犯活動団体数は、平成15年の23団体から、平成29年は646団体と大幅に増加し、各地でさまざまな自主防犯活動が展開されています。

【図】県内の刑法犯認知件数の推移（警察本部調べ）



(2) プログラムの策定

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、体感治安の悪化など県民の不安解消には至っていないことから、さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進するため、平成29年1月「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」（以下「プログラム」という。）を策定しました。

(3) プログラム推進座談会の実施

このプログラムに基づき、県民と事業者、警察、行政などさまざまな主体との協創による取組を一層効果的に促進するため、平成29年7月から県内18警察署管轄単位ごとに「プログラム推進座談会」（以下「座談会」という。）を開催しており、プログラムの周知やアクションの喚起とともに、さまざまな主体が意見交換等を行う機会を提供しています。平成29年度は、試行的に4地区（桑名、いなべ、伊勢、四日市西）で座談会を開催し、新たなアクションやネットワーク構築への支援を行いました。

また、プログラムのキックオフから1年の節目を迎える平成30年2月に「県民大会」を開催し、地域で展開されたアクションの紹介、今後の方向性等を共有したほか、「オール三重」で取り組んでいく決意を各主体とともに確認しました。

2 課題

(1) プログラムの浸透

座談会等への参加団体に対しては、プログラムの浸透が一定図れたものの、未だ多くの県民や事業者に対しては十分浸透していないことから、引き続き、各主体への周知を図るとともに、市町に対してもプログラムの地域への浸透や住民の意識向上への積極的な関与を求めていく必要があります。

また、プログラムに基づく自主的なアクションを持続させ、さらに活性化させていくため、市町あるいは地域においてリーダーシップを発揮する人材の育成が求められます。

(2) ネットワークの構築

自治会、自主防犯活動団体における連携のみならず、多くの地域で課題とされる企業等を含めた地域ぐるみのネットワークが構築されるよう、多様な主体間が交流する場等の提供が求められます。

(3) 地域防犯力等の底上げ

自治会、自主防犯活動団体等が抱えるマンパワーや活動資金の不足、情報共有・連携面の未整備など、さまざまな課題に対応するため、優良事例を他団体へと横展開するほか、市町を含めた地域ぐるみで、それぞれができることを提供し、支え合えるような雰囲気や体制づくりが求められます。

(4) モデル的事例の発掘・横展開

座談会等で発掘・収集したさまざまなアクションやアイデアについては、県民や事業者にとって参考となり、かつ新たなアクションへのヒントとなり得るよう、さまざまな機会やホームページ等を通じて広く紹介していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 「座談会」に重点を置いたプログラムの具現化

昨年度、試行的に実施した座談会は、さまざまな主体が意見交換を行う場として、アクションの喚起、新たなネットワークの構築、モデル的な事例の発掘等について効果的であることが確認されたことから、今年度は座談会に重点を置いてプログラムの具現化を図っていきます。

なお、プログラムの計画期間（平成31年度末まで）をふまえ、少しでも早い段階でアクションの喚起、県内全域での地域防犯力等向上につなげるため、今年度中に全地区（残る14警察署管轄単位）での開催を目標とし、座談会における成果やさまざまなアクション等について、県民や事業者等各主体が参加する「県民大会」で広く紹介していく予定です。

(2) 「地域版リーダーの養成」と「出前講座」の実施

座談会等を契機として喚起された行動（アクション）への意欲がその地域に根ざすよう、率先して地域のフォロー等が行えるリーダーを養成するとともに、当該地域のみならず他地域への横展開も図られるよう適切に支援します。

また、地域の要請に応じ、県職員による出前講座を実施し、プログラム等の普及・啓発を図るとともに、防犯カメラの設置促進や、座談会で発掘・収集したさまざまなアクションやアイデアを紹介するなど、地域防犯力等の向上を支援します。

(3) 市町への普及・啓発

市町に対して、座談会開催への協力を呼びかけるとともに、座談会開催を契機に、市町において、実情に応じた地域版座談会の開催や、座談会後のフォローなどが積極的に実施されるよう働きかけていきます。

市町からの一層の理解を得るために、市町担当者会議では、各市町の取組状況をふまえた意見交換等を行うこととし、県から市町に対し、期待する取組例などを具体的に提案していく予定です。

「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の概要

[平成29年1月13日策定]

計画の趣旨

<背景>

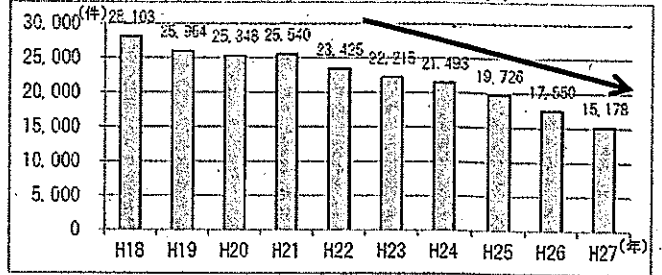
- 県内の刑法犯認知件数がピーク時から7割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。一方で、県民の皆さんに強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪、子どもや女性が被害者となる性犯罪等が後を絶たないなど、県民の皆さんの不安が解消されるには至っていません。
- 伊勢志摩サミット後も、お伊勢さん菓子博2017や高校総体、三重とこわか国体の開催などにより、多くの人びとの来県が見込まれ、交通安全にも一層の注意が求められています。
- <伊勢志摩サミットの「レガシー」を発展させる>
- サミットの開催は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という気運の高まりなどの「レガシー」を三重にもたらしました。
- このようなサミットのレガシーを得た今こそ、それを引き継ぎ発展させて、県として県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、計画を策定しました。

<位置づけ>

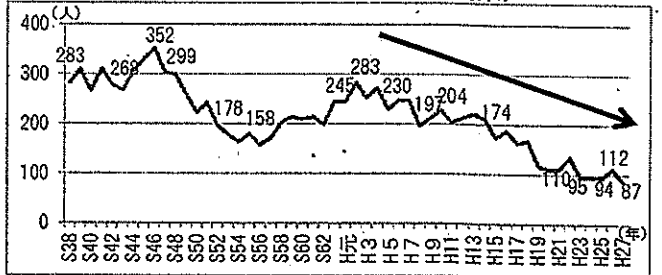
- 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の中で、県を挙げて県民等さまざまな主体と協創し、防犯と交通安全のための取組を総合的かつ横断的に推進していく個別計画とします。

計画期間：平成31（2019）年度末まで

刑法犯認知件数の推移（三重県）



交通事故死者数の推移（三重県）



刑法犯認知件数、交通事故死者数は、ともに減少傾向にありますが、計画策定のために実施した県民意識調査結果からは、空き巣やひったくり等の犯罪や、子ども・女性に対する犯罪等に警戒を感じる人が多くいることなどがわかりました。

めざす姿

「**県民力でつくる 犯罪や交通事故のない、安全で安心な三重**」

県民、事業者、市町など、
さまざまな主体と協創

<計画期間中の基本目標>

刑法犯認知件数：15,178件(H27)→15,178件未満(H31)
交通事故死者数：87人(H27)→60人以下(H31)

<進捗管理>

毎年度、庁内各部署からなる「連絡会議」で進捗状況等を確認したうえで、進捗状況を広く県民等に共有し、外部有識者等からなる「推進会議」等で意見を聞き、改善を図る

意識づくり

～防犯・交通事故防止意識を高める～

地域づくり

～地域の防犯・交通安全力を向上させる～

環境づくり

～犯罪や交通事故を防ぐ環境を整える～

7つの「重点テーマ」

- ①犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保する
- ②子ども・女性・高齢者を犯罪から守る
- ③テロ対策を推進する
- ④IT社会における安全・安心を確保する
- ⑤薬物乱用を防止する
- ⑥交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす
- ⑦犯罪被害者等支援策を充実させる

犯罪等に関する状況や、県民の皆さんの意識をもとに、左の7項目を「重点テーマ」とし、それぞれが互いに横断的なものであることを意識しながら重点的に推進していきます。

各テーマでは、県民・事業者の皆さんに期待する「アクション」を具体的に例示しています。また、関連する県の取組方向を挙げ、進捗を測る目安として、活動指標を掲げています。

①PR、②アクションの喚起、③県民・事業者独自のアクションの収集と横展開 の3ステップで、計画を「道具」として協創を進めながら、計画自体を進化させていくことを想定しています。

1 1 消費生活の安全の確保について

くらし・交通安全課

1 現状

(1) 社会の状況

消費者を取り巻く社会環境については、近年、通信の光回線卸サービスの開始、電力・ガスの全面自由化、食品表示法の施行などの大きな変化もあり、これらの制度・規制の変更やICT等各種技術の革新・高度化に伴い、商品やサービス、商取引の多様化・複雑化が一層進むと同時に、新たな消費者トラブルの発生も見られます。また、商品・サービスに係る表示の問題や、消費者の財産を狙う振り込め詐欺等の特殊詐欺被害も、引き続き発生しています。

本県においては、平成29年度に、公的な機関を名乗る、はがきによる架空請求の相談が急増しています。

(2) 県の実施状況

県としては、県消費生活センターを県内消費者行政の中核センターと位置づけ、消費生活相談を実施するとともに、消費者教育・消費者啓発や事業者指導に取り組んできたほか、国の地方消費者行政推進交付金を活用することによる市町における消費生活相談体制の整備を促してきました。現在、全市町に消費生活相談窓口が設けられており、そのうち、12市5町で消費生活相談員が配置されています。消費者がより身近なところで消費生活相談を受けることができるよう、消費者庁が取組を進めていることもあり、市町での相談対応の比率が高まっています。県の相談件数は減少傾向にありますが、相談件数に占める高齢者(60歳以上)の割合は、3割を超える高い数字で推移しています。

2 課題

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターが、複雑・高度化する相談への対応や消費者事故情報の集約等において、中核センターとしての役割を継続して発揮していくことが必要です。

また、市町における消費生活相談については、相談員を配置していても、相談員による相談日が月1回あるいは隔月1回という市町もあることから、相談日の拡充や新たな相談員の配置などの相談体制の充実を、引き続き市町に働きかけていくことが必要です。

(2) 消費者教育・消費者啓発の充実

消費者が主役となって選択・行動できる社会（消費者市民社会）の形成に向けて、消費者教育・消費者啓発を一層推進することが必要です。

その中で、商品やサービス、商取引の複雑化・多様化に伴う新たな消費者トラブルや、悪質商法や特殊詐欺による被害を未然に防止するため、情報提供を含めた啓発を、引き続き行うことが必要です。また、消費者トラブルが潜在化している可能性もあることから、3桁化された消費者ホットライン「188（いやや!）」をはじめとした相談窓口に関する一層の周知が必要です。

(3) 事業者指導の取組

悪質な事業者による商取引の被害が依然として発生しており、国や他都道府県および警察等関係機関との連携を一層強化し、事業者の監視・指導に取り組んでいく必要があります。

また、商品・サービスに係る表示の問題も発生していることから、引き続き関係部局等と連携し、事業者指導や啓発を行っていく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 消費生活相談体制の整備・充実

県消費生活センターの専門性確保のため、消費生活相談員に研修の機会を提供するとともに、市町相談員を含めた勉強会を開催し、県内相談員全体の資質向上を図ります。また、消費生活相談員資格所有者の確保や市町への情報提供にも取り組みます。

市町には、国の地方消費者行政強化交付金等を活用した相談体制の整備・充実に取り組むよう働きかけるとともに、市町ホットライン(相談支援直通電話)により、相談対応を支援していきます。

(2) 消費者啓発・消費者教育の推進

平成27年3月策定の「三重県消費者施策基本指針」の中で示した「消費者教育推進計画」をふまえ、消費者教育・消費者啓発を推進します。

その中で、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図るため、消費者団体・事業者団体・行政等関係機関で構成し、消費者啓発を行う「みえ・くらしのネットワーク」等とも連携しながら、各種出前講座、講演会等さまざまな手法で啓発を行っていきます。また、高齢者等の消費者トラブルの防止に向けて、地域における啓発の担い手として活動するボランティアである「消費者啓発地域リーダー」を、引き続き養成するとともに、地域の見守り力の向上に地域リーダーを生かしてもらうよう、市町に働きかけます。加えて、学校等の教育機関との連携を図り、若い世代への消費者教育・消費者啓発に取り組みます。

(3) 事業者指導の取組

特定商取引法、景品表示法等に基づき、的確に事業者指導を行っていきます。また、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

事業者指導においては、国や東海4県(愛知県・岐阜県・静岡県・三重県)で構成する「東海悪質事業者対策会議」、「東海4県広告表示等適正化推進会議」等を通じて近隣県との連携を強化し、合同で行政処分や指導を実施するなど、効果的な指導に努めるとともに、国による法改正の動向等も注視しながら取組を進めます。

1 市町の相談窓口状況（平成30年4月1日現在）

- ・センター設置 5市（津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、亀山市〔鈴鹿市と亀山市は広域連合で1センターを設置〕）
- ・相談員配置 7市5町（松阪市、桑名市、名張市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町）

※相談員の配置日数には、毎日の配置から、週4日～1日、月2日～1日、隔月1日配置まで、市町によって幅がある。

※上記市町以外は職員で対応

（参考）

市町相談件数：25年度 6,806件、26年度 7,331件、27年度 7,443件、
28年度 7,088件、29年度 8,458件

2 三重県消費生活センターにおける相談件数

（件）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受付件数	4,330	4,056	2,753	2,487	3,056
対前年増減	17	▲274	▲1,303	▲266	569
増減率	0.4%	▲6.3%	▲32.1%	▲9.7%	22.9%
うち問合わせ等を除く件数	4,095	3,861	2,577	2,342	2,917
60歳以上の相談	1,358	1,190	795	752	1,091
全体に占める割合	33.2%	30.8%	30.8%	32.1%	37.4%

注：60歳以上の相談件数および割合は、問い合わせ等を除いた件数にかかる数値

[平成29年度 相談件数上位3位]

前年比

- | | | | |
|----|---|------|-------|
| 1位 | 商品一般（はがきによる架空請求、商品を特定できない相談） | 517件 | +439件 |
| 2位 | デジタルコンテンツ（アダルト情報サイト、出会い系サイトなどの登録料金、使用料金等の不当・架空請求） | 467件 | ▲52件 |
| 3位 | 工事・建築（新築後の不具合や屋根工事、外壁塗装、水道補修の訪問販売） | 129件 | +57件 |

3 事業者指導の実績

(1) 特定商取引法に基づく行政処分・行政指導（主に販売方法に対するもの）

年度	件数	内訳
25	2	浄水器販売、新聞販売☆
26	3	学習教材販売、住宅リフォーム、結婚相手紹介
27	3	印鑑販売☆、住宅リフォーム、浄水器販売
28	2	ミシン販売、学習教材販売・家庭教師派遣◎
29	2	寝具販売、水漏れ修理

※4県合同（三重県・静岡県・愛知県・岐阜県） ☆3県1市合同（三重県・愛知県・岐阜県・名古屋市）
◎ 静岡県と合同

(2) 三重県消費生活条例に基づく行政指導（不当な取引行為に対するもの[特定商取引法案件を除く]）

年度	件数	内訳
25	0	該当なし
26	1	通信事業
27	1	住宅リフォーム
28	1	放送・コンテンツ
29	0	該当なし

(3) 景品表示法に基づく行政指導等（主に広告・商品表示に対するもの）

年度	件数	内訳
25	26	ホテル5件、旅館3件、食品スーパー6件、結婚式場、レストラン3件、給油所、学習塾、食品流通センター2件、食品製造業、焼肉店、喫茶店、食堂
26	7	農産物販売店、食品スーパー3件、食肉販売、レストラン、製茶
27	4	弁当宅配、食品流通センター、ホテル、菓子店
28	5	食品流通センター2件、リサイクルショップ、宝飾店2件
29	11	食品販売3件、一般小売3件、飲食店3件、葬祭業、社会福祉施設

※ 平成25年度には、11 都県合同調査による家庭用冷凍食品のメーカーおよび小売関係団体に改善要請を実施している。（三重県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県）

1.2 地球温暖化対策の推進について

地球温暖化対策課

1 現状（概要）

平成27(2015)年12月に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、温室効果ガス削減のための新たな国際枠組として「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効し、国際社会は、脱炭素社会に向けて大きく舵をきりました。

県では、「三重県地球温暖化対策実行計画(平成24年3月)」を策定し、平成32(2020)年度における県域の温室効果ガス排出量を、基準年度である平成2(1990)年度比で10%削減することとしており、「三重県地球温暖化対策推進条例(平成26年4月施行)」に基づき、温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組を総合的に推進するとともに、気候変動影響に対する「適応」の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいます。

三重県域からの温室効果ガス排出量(森林吸収量除く)は、基準年度である平成2(1990)年度以降、増加傾向にあり、平成19(2007)年度には基準年度比17.5%増となりました。その後、減少に転じ、直近の確定値である平成27(2015)年度には、基準年度比1.5%増となっています。また、排出量の94%を占める二酸化炭素でみると、排出割合が最も多い産業部門では、基準年度比3.2%減と削減が進んでいますが、民生業務その他部門(オフィス、店舗等)と民生家庭部門については、排出割合が低いものの、それぞれ基準年度比69.8%、5.4%の増となっており、一層の削減取組が必要となっています。

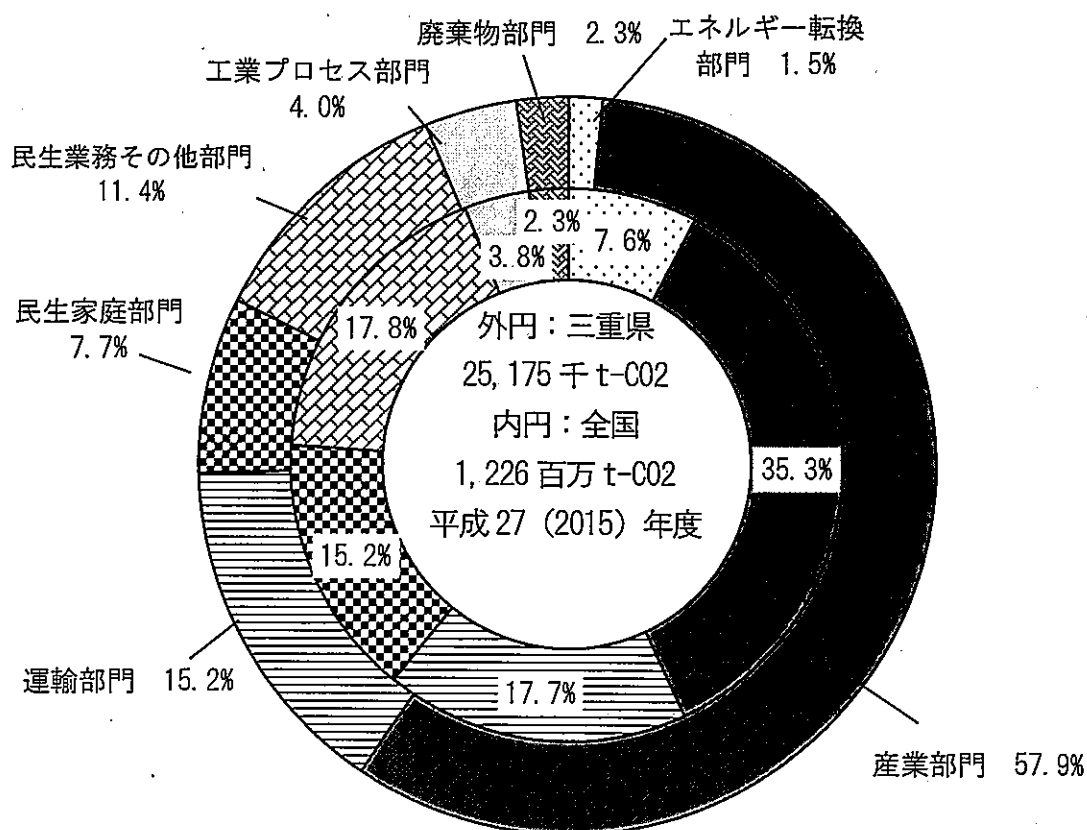


図 三重県および全国の二酸化炭素排出量の部門別構成比（平成27年度）

2 課題

温室効果ガスの排出を削減する「緩和」の取組の促進には、県民、事業者等さまざまな主体が自ら率先して削減に努めるよう、環境行動の定着につながる取組が重要です。

また、世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、真夏日の年間日数の増加や作物への影響等が現れてきており、気候変動影響と「適応」に関する理解を促進するため、普及啓発が一層必要となってきました。

地球温暖化対策としての「緩和」と「適応」の推進は、多様な主体との連携や協創により、息の長い活動として展開していく必要があります、地域と一体となった取組を促進していく必要があります。

3 今後の取組方向

(1) 温室効果ガス排出削減の取組の推進

①事業者の取組の促進

産業部門や民生業務その他部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、大規模事業所を対象とした地球温暖化対策計画書制度や小規模事業所向けの環境マネジメントシステムであるM-EMSの普及等により、事業者の温室効果ガス排出削減に向けた自主的な取組を促進します。

②県民の取組の促進

民生家庭部門の温室効果ガス排出削減を進めるため、地球温暖化防止活動推進員による啓発活動を支援するとともに、地球温暖化防止活動推進センター、環境学習情報センター、市町、学校等さまざまな主体と連携し、環境講座等を通じた環境教育や、環境フェアでの普及啓発により、省エネ等の取組を促進します。

③県庁の取組

省エネ・節電の取組として、一斉消灯を行うライトダウンやクールビズ等を率先して実行するとともに、県内事業者等にもこれらの取組への参加を呼びかけます。また、電気自動車用急速充電器の県庁舎への整備を進めます。

(2) 多様な主体との連携や協創による低炭素社会づくりの推進

①地域と連携した低炭素社会づくりの推進

電気自動車等を活用した低炭素社会づくり等の取組を県内各地に広げるため、市町と県で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を活用し、電気自動車等の普及や、家庭や事業所におけるLED照明等の導入による省エネ等の取組を促進します。

②事業者、県民との協創の取組

三重県バス協会や県内事業者と連携した「みえエコ通勤デー」の取組により、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促し、二酸化炭素の排出削減につなげます。

(3) 気候変動影響への「適応」に関する情報の提供

気候変動影響への「適応」の理解を深めるため、地球温暖化により既に生じている影響や、将来に生じると予測される影響に関するさまざまな最新情報を県民や事業者提供していきます。

1.3 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、四日市市と連携し県内 33 か所に測定局を設け、24 時間連続測定を行っています。

平成 29 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質および PM_{2.5}（微小粒子状物質）について、すべての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況です。しかし、光化学オキシダントはいずれの測定局においても環境基準が達成されていません。

県北部では、自動車 NO_x・PM 法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）が指定されています。その対策地域内の全ての測定局において、二酸化窒素等は 6 年連続で環境基準を達成する見込みです。

(2) 課題

PM_{2.5} や光化学オキシダントの予報等発令について、平成 29 年度は光化学スモッグの予報が 1 回のみでした。光化学オキシダントの環境基準は、全国的にも同じ傾向で、達成されていない状況にあります。

二酸化窒素の環境基準はすべての測定局で達成していますが、総量規制地域内の数値は他地域に比べて依然として高い状況であるため、今後も総排出量の増加について注視していく必要があります。

自動車 NO_x・PM 法対策については、平成 32 年度までに対策地域において環境基準を確保することを目標とした「基本方針※」が国から示されています。これまでのところ測定局での環境基準は達成している状況ですが、地域全体でも確保するため、今後も二酸化窒素等の総量削減状況を毎年確認していく必要があります。

(3) 今後の取組方向

引き続き、大気の常時監視を実施するとともに、光化学オキシダントや PM_{2.5} の濃度が上昇した際は、予報等発令するなど迅速な情報提供に努めます。

また、工場・事業場へは法令遵守の徹底と光化学オキシダントの主原因物質の削減等指導を行います。さらに、大気汚染防止法が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から水銀排出施設が規制されたことから、立入検査により法令遵守の徹底を図ります。

自動車 NO_x・PM 法対応については、国の「基本方針※」の達成に向けて、対策地域内のモニタリングを行い、環境基準が確保できない場合、その対策を検討します。

※基本方針：自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月閣議決定）

2 水環境について

(1) 現状

① 公共用水域の状況

県内の河川（47 河川 62 水域）および海域（4 海域 8 水域）における水質の常時監視の結果、平成 29 年度の河川（BOD）、海域（COD）における環境基準達成率は、それぞれ 91.9%（57 水域/62 水域）および 37.5%（3 水域/8 水域）の見込みです。

伊勢湾に流入する汚濁負荷削減を継続するため、平成 29 年 6 月「第 8 次水質総量削減計画」を策定するとともに、当該計画の目標達成に向けた新しい総量規制基準を設定しました。

② 生活排水処理の状況

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備を進めた結果、平成 28 年度末の生活排水処理施設の整備率は 83.5%となりました。本県では、浄化槽による整備率が 25.3%（平成 28 年度末）と、全国平均の 9.2%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

③ 海岸漂着物問題に対する取組

「三重県海岸漂着物対策推進計画（平成 24 年 3 月策定）」に基づき、対策を進めているところです。伊勢湾内に漂着するごみの大部分は、三重県に限らず伊勢湾流域圏全体から発生しています。このことから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、海岸漂着物対策検討会を設置（平成 24 年 4 月）しました。同検討会においては、関係機関が協力し、海岸漂着物対策の周知啓発、環境団体等との連携および流域圏での発生抑制対策等を推進しています。

また、海岸漂着物対策に係る国の補助金を活用し、発生抑制対策や海岸管理者による回収・処理を行うとともに、市町等が実施する事業に対し補助をしています。

(2) 課題

① 伊勢湾等の公共用水域の水質保全

河川（BOD）における環境基準達成率は、平成 17 年度以降、90%以上の達成率で推移しており改善傾向にあるものの、海域のうち、閉鎖性海域である伊勢湾（COD）の環境基準達成率については、近年 50%前後の達成率で推移しています。また、赤潮の発生は減少していますが、貧酸素水塊は依然発生していることから、工場・事業場排水や生活排水による汚濁負荷の削減を継続していく必要があります。

② 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率は全国平均の90.4%（平成28年度末）と比べると依然として低い状況（83.5%）にあり、生活排水処理未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換が進んでいません。

③ 海岸漂着物の発生抑制等

国の補助制度を活用し、海岸漂着物対策を効果的に進める必要があります。

対策の推進に向けては、引き続き、東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、関係機関が協力し、広域での普及啓発に取り組んでいく必要があります。

(3) 今後の取組方向

① 伊勢湾等の公共用水域の水質保全

公共用水域の水質改善のため、引き続き、工場・事業場に対する立入検査を実施し、排水基準および総量規制基準の遵守を徹底します。

また、平成29年度に策定した「第8次水質総量削減計画」に基づき、伊勢湾の汚濁負荷削減に取り組めます。

② 生活排水処理施設の整備等

「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係各部や市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取りについては、県費による上乘せ補助を行い、合併処理浄化槽への転換を図っていきます。

③ 海岸漂着物対策の推進

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の補助制度を活用して県内の海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進します。

東海三県一市の海岸漂着物対策検討会においては、本県がリーダーシップを取り、引き続き、広域圏での発生抑制等の検討、国への提言などを行うことにより、伊勢湾における海岸漂着物問題に取り組めます。

別紙1

表1 県内の大気環境基準達成率

年度	H25		H26		H27		H28		H29	
	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数	環境基準達成局数	全体の測定局数
二酸化硫黄 (SO ₂)	25	25	26	26	25	25	25	25	18	18 ^{*1}
達成率(%)	100		100		100		100		100	
二酸化窒素 (NO ₂)	31	31	32	32	33	33	32	32 ^{*1}	28	28 ^{*1}
達成率(%)	100		100		100		100		100	
光化学オキシダント	0	23	0	24	0	24	0	24	0	24
達成率(%)	0		0		0		0		0	
浮遊粒子状物質 (SPM)	31	31	32	32	33	33	32	32 ^{*1}	32	32 ^{*1}
達成率(%)	100		100		100		100		100	
一酸化炭素	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
達成率(%)	100		100		100		100		100	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1	21	10	23	19	22	22	22	25	25 ^{*1}
達成率(%)	5		43		86		100		100	

※1 測定局 33 局のうち 1 局休止中

※H29 年度測定結果は未確定のため見込みです。

参考：平成 28 年度の全国状況

光化学オキシダントの測定局 1,172 局のうち環境基準達成局は 1 局 (0.1%)、微小粒子状物質の測定局 1,008 局のうち環境基準達成局は 893 局 (88.6%)

表2 自動車 NOx・PM 法対策地域内の大気環境基準達成率

測定局数	H23		H24・H25・H26		H27・H28・H29	
	環境基準 ^{*1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{*2}	環境基準 ^{*1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{*2}	環境基準 ^{*1} 達成測定局数	全体の測定局数 ^{*3}
大気常時監視測定局数	9	15	15	15	16	16
達成率(%)	60		100		100	
非達成局	浮遊粒子状物質 桑名、楠、鈴鹿等6局					

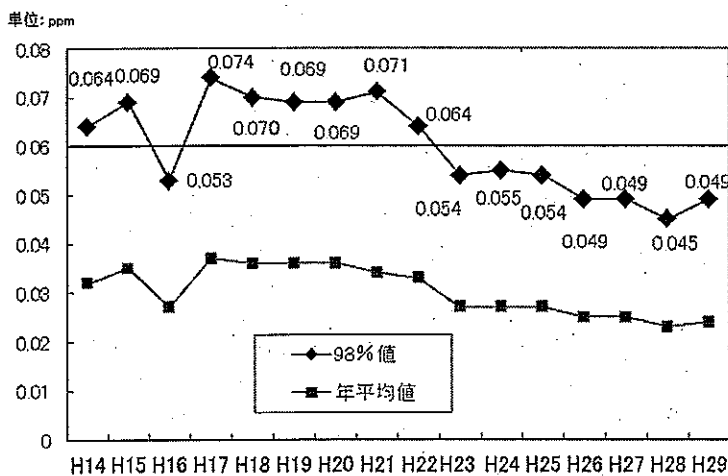
※1 環境基準の項目は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質です。

※H29 年度測定結果は未確定のため見込みです。

※2 15測定局の内訳は、一般環境測定局10局と自動車排出ガス測定局5局です。

※3 平成27年度に自動車排出ガス測定局が1局増えました。

図1 四日市市納屋局の NO₂ 値の推移



※H29 年度測定結果は未確定のため見込みです。

図2 自動車 NOx・PM 法対策地域

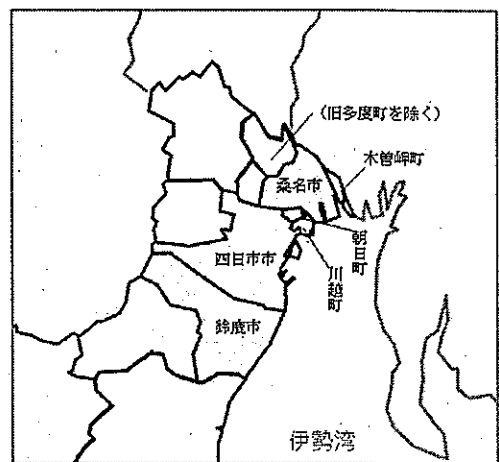


図3 環境基準達成状況の経年変化
(河川BOD、海域COD)

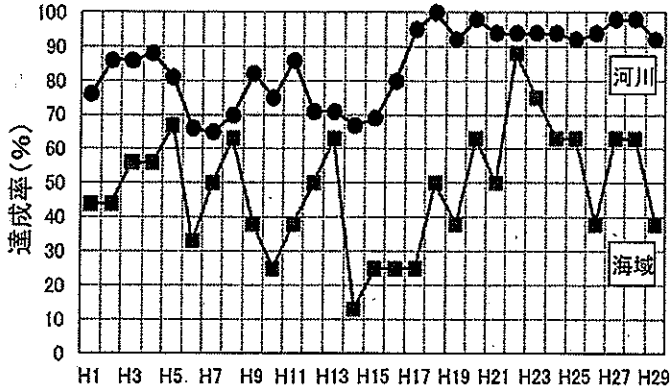


図4 COD環境基準達成率の推移
(伊勢湾、東京湾、大阪湾、瀬戸内海)

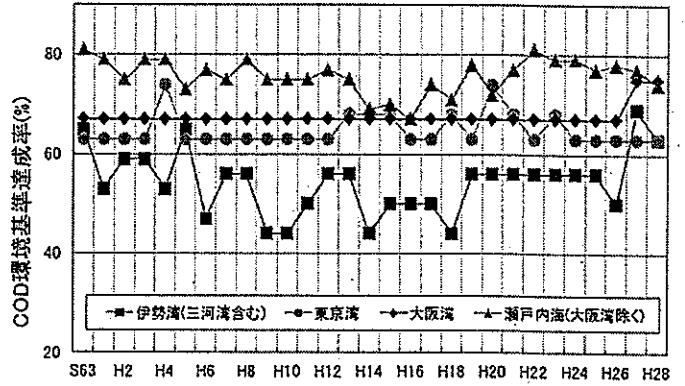
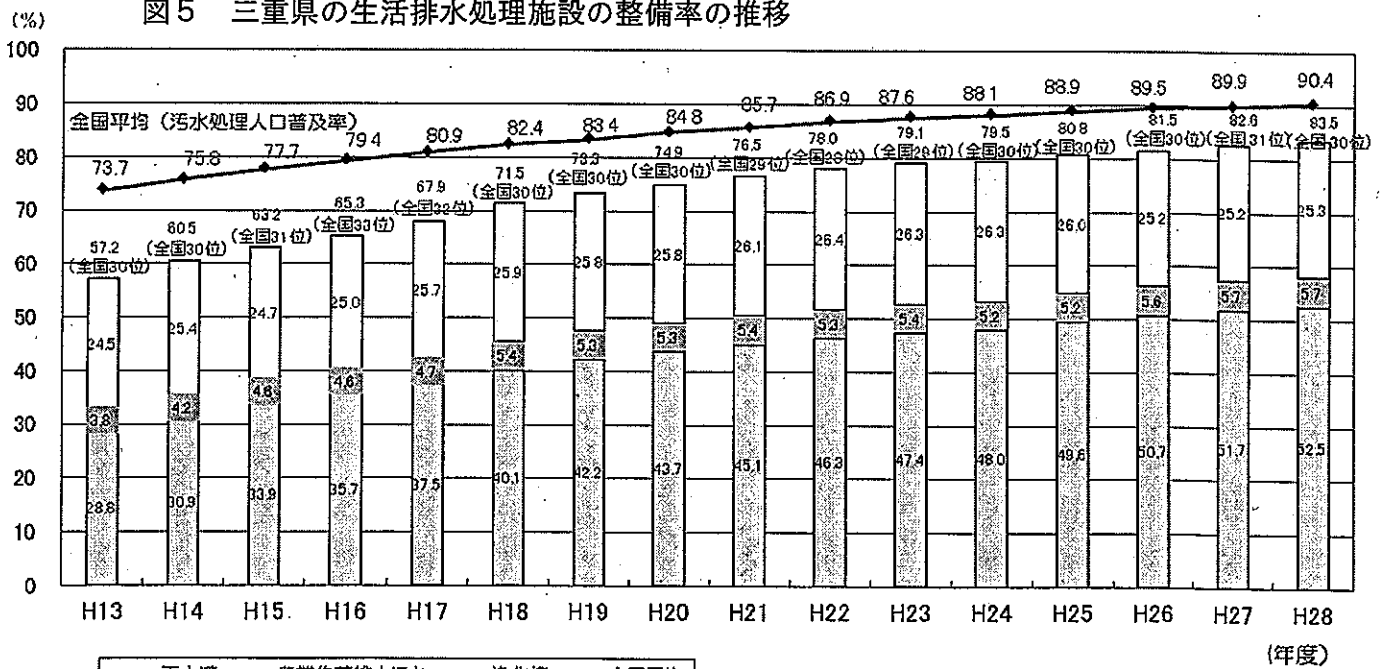
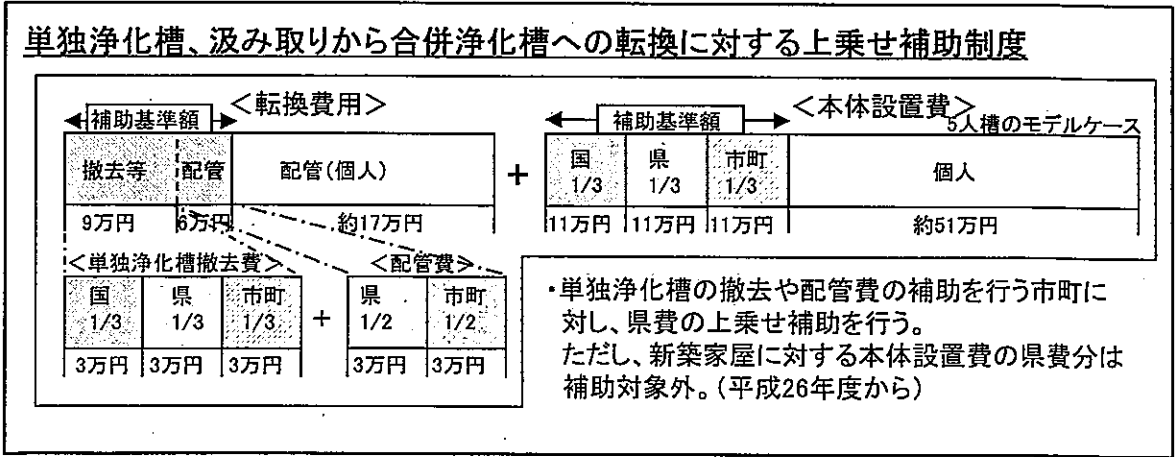


図5 三重県の生活排水処理施設の整備率の推移



※全国集計結果は、H22年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。
平成23年度は岩手県、福島県を除く。平成24～26年度は福島県を除く。
平成27年度・平成28年度は福島県の一部の市町村を除く。

図6 浄化槽設置に係る県費補助制度 (平成30年度)



1 4 北部広域圏広域的水道整備計画について

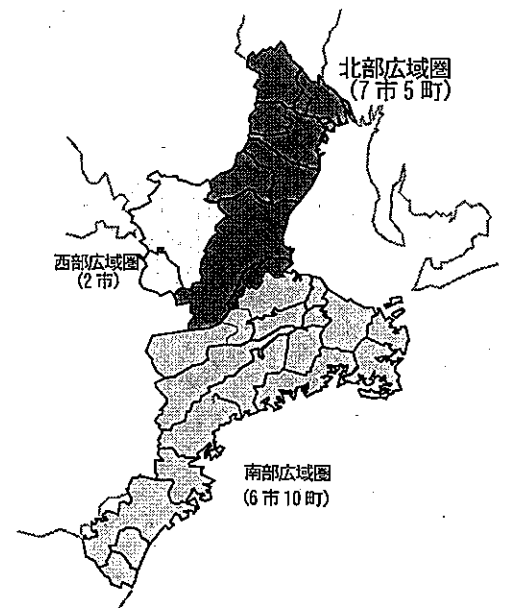
大気・水環境課

1 概要

三重県では、水道の広域的な整備を図るため、三重県水道整備基本構想（平成4年9月改定）において、地理的・社会的条件から県内全域を3圏域に区分し、それぞれの圏域に対して、広域的水道整備計画を策定し、根幹的水道施設として水道用水供給事業を位置づけ、安全な水道水の安定供給を図ってきました。

北部広域圏では、関係市町（7市5町）からの要請を受け、昭和62年6月に広域的水道整備計画を策定し、その後の社会状況などの変化により、平成4年9月、平成9年10月、平成20年3月と計画改定がなされています。現計画は、平成30年度目標で広域的水道施設として、木曾川用水、三重用水、長良川河口堰、君ヶ野ダムを水源とする北中勢水道用水供給事業を位置づけ、北中勢地域の市町に対して水道用水289,516m³/日を供給することを定めています。

広域的水道整備計画の事業実施については、環境生活部から企業庁に依頼し、企業庁が水道用水供給事業を実施しています。



2 現状

北部広域圏広域的水道整備計画の中には、長良川河口堰を水源とした水道用水供給事業が位置づけられています。平成28年7月、関係市町から長良川河口堰を水源とした取水・導水施設整備を7年延伸したことに伴う計画改定要請書の提出がありました。このことから、現在、計画目標年度を平成37年度に変更するための改定作業を進めているところです。

3 課題

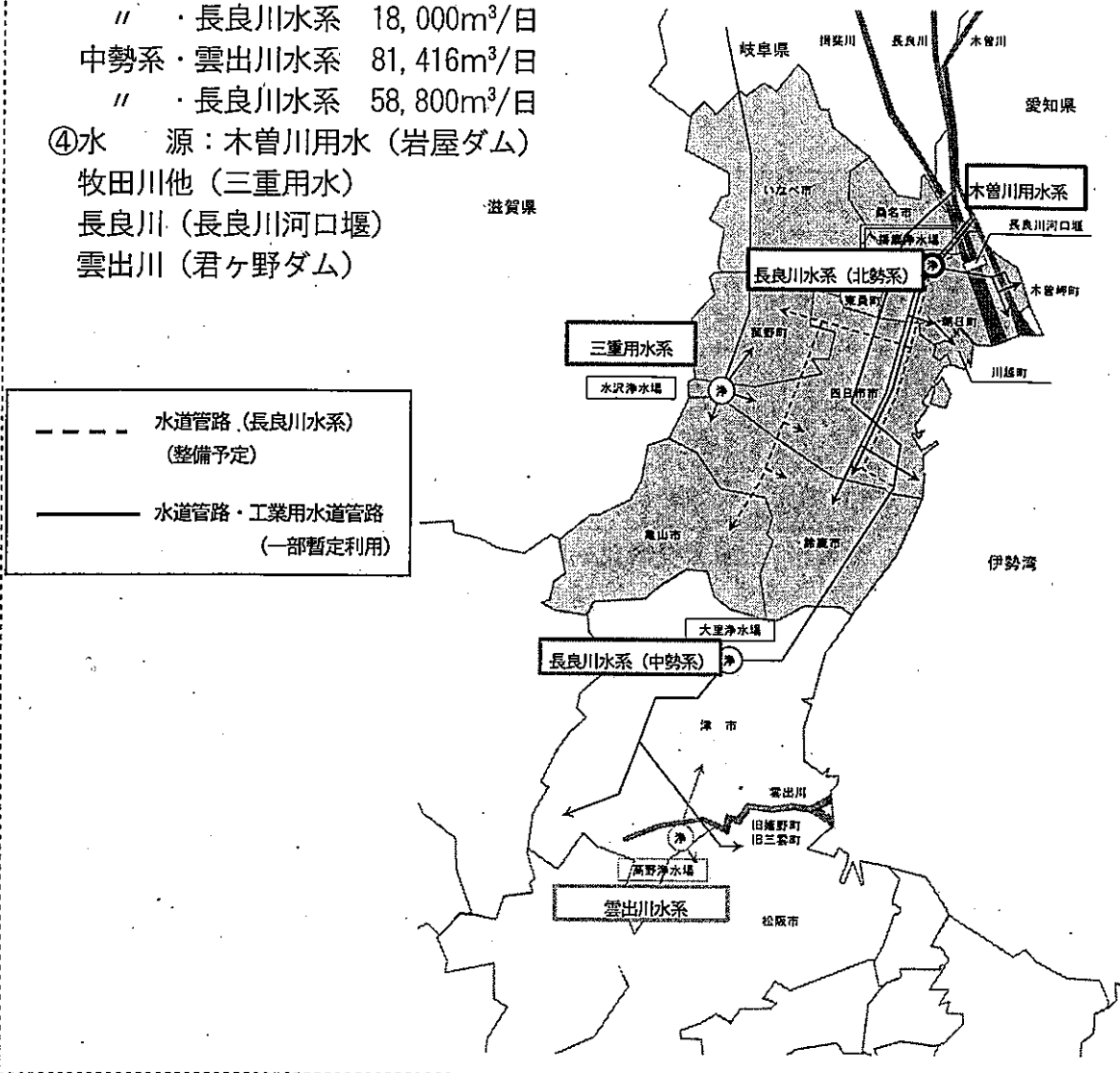
水道法の改正が今国会で審議されていることから、改正内容（広域的水道整備計画は水道基盤強化計画に変更される予定）の詳細を迅速に入手し、計画改定に反映させる必要があります。

4 今後の取組方向

水需要予測の結果や市町の意見、今までに市町と締結した協定書や法改正の内容等をふまえ、関係市町および企業庁と連携して、適切に対応してまいります。

<北部広域圏広域的水道整備計画（現行計画）の概要>

- (1) 計画目標 北部広域圏（7市5町）における水道を広域的に整備することにより、適正かつ合理的な水利用を図るとともに水道事業の経営基盤を強化して、将来にわたり水道水の安全性と安定供給を確保することを目標とする。
- (2) 目標年度 平成30年度
- (3) 計画区域 桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町、四日市市、菟野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市（旧嬉野町地区、旧三雲町地区）（7市5町）
- (4) 広域的水道施設（北中勢水道用水供給事業）
 - ①事業主体：三重県（企業庁）
 - ②給水対象：桑名市、木曾岬町、四日市市、菟野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市（旧嬉野町地区、旧三雲町地区）（6市4町）
 - ③一日最大給水量： 289,516m³/日
 - 北勢系・木曾川水系 80,300m³/日
 - 〃・三重用水系 51,000m³/日
 - 〃・長良川水系 18,000m³/日
 - 中勢系・雲出川水系 81,416m³/日
 - 〃・長良川水系 58,800m³/日
 - ④水 源：木曾川用水（岩屋ダム）
牧田川他（三重用水）
長良川（長良川河口堰）
雲出川（君ヶ野ダム）



1.5 廃棄物総合対策の推進について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) 一般廃棄物

「1人1日あたりのごみ排出量」は減少傾向にあります。「資源化率」は全国よりも高い水準を維持していますが、民間事業者の資源化の取組等もあり、低下傾向にあります。「最終処分量」は、市町等の処理方法の変更等により、着実に減少しています。

(2) 産業廃棄物

「排出量」は事業活動の影響を受けることもあり、明確な減少傾向はみられません。「再生利用率」は微増傾向にあります。「最終処分量」は、横ばいが続いています。

廃棄物の排出量等

年 度		実績値					目標値
		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (速報値)	H32 年度
一般 廃棄物	1人1日あたりのごみ排出量 (g)	986	976	959	950	936	936
	資源化率 (%)	30.4	29.7	28.5	27.4	27.1	33.3
	最終処分量 (千 t)	50	38	36	21	20	30
産業 廃棄物	排出量 (千 t)	8,505	8,601	8,626	8,225	8,337	7,920
	再生利用率 (%)	43.0	43.2	42.8	43.7	45.8	43.6
	最終処分量 (千 t)	258	269	273	265	270	234

(※)「目標値」欄は、「三重県廃棄物処理計画」の目標値です。

2 課題

さまざまな主体による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進められ、最終処分量の削減や再生利用の取組が進みました。持続可能な循環型社会の構築に向け、今後は従来の取組に加え、天然資源の使用抑制や環境負荷の低減を図るため、レアメタルなど枯渇性資源の回収、食品ロスの削減、地域循環圏の形成など、循環の質に着目した取組を進める必要があります。

また、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、件数、量ともに横ばい傾向にありましたが、近年、増加傾向にあり、行為者が不明な不法投棄事案も散見されます。このため、今後も厳正な監視・指導とともに、排出事業者責任の徹底や処理状況の透明化などを進めていく必要があります。

3 今後の取組方向

平成28年3月に策定した「三重県廃棄物処理計画」(期間:28年度~32年度)では、(1)ごみゼロ社会の実現(2)産業廃棄物の3Rの推進(3)廃棄物処理の安全・安心の確保の3つの取組方向を設定し、取り組んでいます。

なお、計画の推進にあたっては、平成29年度に設置した「三重県廃棄物施策推進会議」において、県民、事業者、市町、消費者関係団体など、さまざまな主体と進捗状況を共有しながら、取組の点検・評価を行い、計画の実効性を担保していくこととしています。

(1) ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されるよう取り組んでいます。

引き続き、食品ロスの削減に係る啓発等を行うほか、枯渇性資源の循環利用のため、使用済小型電子機器等の回収に係る市町の効率的かつ効果的な体制の構築を支援します。

(2) 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、資源やエネルギー源として、一層有効活用されるよう取り組んでいます。

引き続き、食品廃棄物を畜産飼料化するための関係者間のマッチングや、廃プラスチック類を県内企業等で再利用するための研究等に取り組めます。

(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心なくらしが確保されるよう取り組んでいます。

引き続き、電子マネーの活用や優良認定処理業者の育成を促進するとともに、監視・指導による不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応に取り組めます。

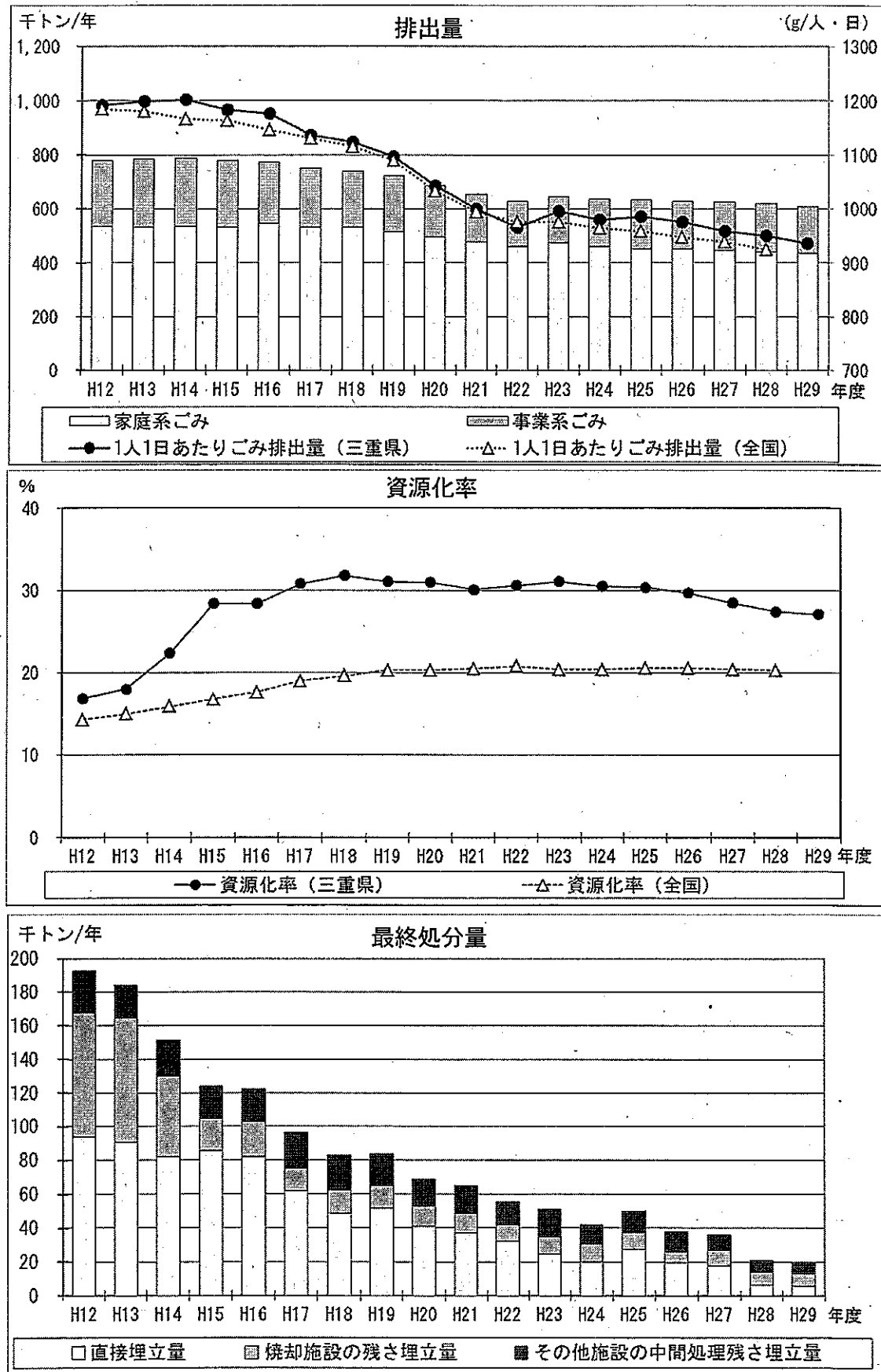
また、PCB廃棄物の期限内処理を徹底するため、PCB使用安定器の保有実態調査等を実施します。

過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、地域住民とのリスクコミュニケーションのもとで、計画的に環境修復を進めます。

さらに、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害廃棄物が迅速かつ適切に処理されるよう、災害廃棄物処理に精通した県・市町職員の育成や、災害対応力を高めるための図上演習に取り組めます。

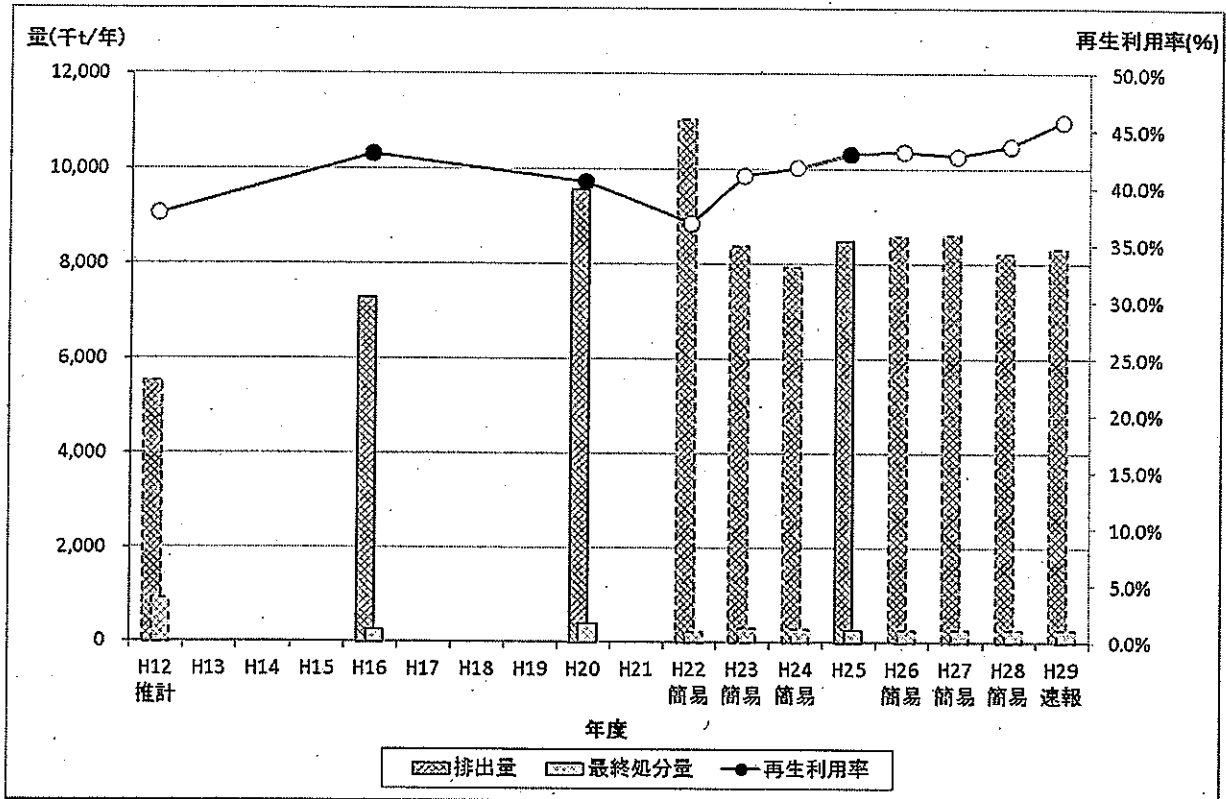
別紙

表1 一般廃棄物排出量等の推移



(注) 平成 29 年度は速報値を示しています。

表2 産業廃棄物排出量等の推移



(注1) 排出量を点線で、再生利用率を○で示した年度は、推計や簡易調査の結果を示しています。(推計:H12、簡易調査:H22、H23、H24、H26、H27、H28、H29)

(注2) 平成29年度は速報値を示しています。

1.6 RDF焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

1 経緯

- (1) RDF焼却・発電事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組むため、市町でRDF化施設を整備し、県が焼却・発電施設を設置して、平成14年12月から運転を開始しました。
- (2) 事業構想の初期段階で無償としていた処理費用については、ダイオキシン規制への対応や電力の自由化による売電単価の低下により、市町に負担を求めざるを得なくなったため、平成13年1月に県と関係市町で構成する「三重県RDF運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、処理費用の負担のあり方等について、市町と合意しながら運営を続けてきました。
- (3) 事業開始後、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消防士2名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めています。
- (4) 県は、15年間のモデル期間が終了する平成28年度をもってRDF焼却・発電事業を終了することを、平成19年12月の協議会総務運営部会（以下「部会」という。）において提案しましたが、関係市町から事業継続の要望がありました。そのため、協議会で協議を重ね、平成22年8月の協議会理事会において、平成29年度以降4年間、事業を継続することが確認されました。

2 現状

(1) RDF処理の状況

現在、県内のRDF製造団体は5団体（12市町）あり、平成29年度のRDF製造量は約4万6千トンで、三重ごみ固形燃料発電所で処理されています。（別紙参照）

(2) RDF処理委託料

平成27年8月25日に開催された協議会総会で、平成29年度から平成32年度の処理委託料は4年間一定とし、RDF1トンあたり14,145円（税抜）に決定しました。

(3) 事業終了後の廃棄物処理体制構築

各関係市町のごみ処理が、事業終了後も円滑に行われるよう、新たなごみ処理体制の整備に向けて、県において市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整等を行ってきたところです。

平成29年4月25日に開催された協議会部会において、桑名広域清掃事業組合から、同組合の新ごみ処理施設の完成時期が当初の計画から15か月短縮され、平成31年12月末となる旨説明がありました。

これを受けて、協議会ではRDF焼却・発電事業への影響とその対応について、検討を行っています。

3 課題および今後の取組方向

(1) 協議会における市町等との連携

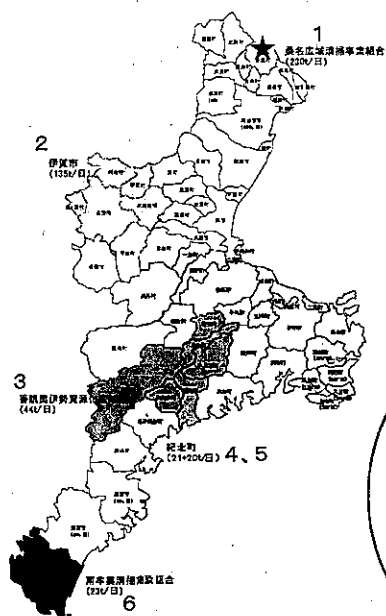
事業の運営については、協議会において、市町等と一体となって取り組む必要があることから、引き続き連携していきます。

(2) 事業終了後の廃棄物処理体制

事業終了後も、市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、地域の状況をふまえた、ごみ処理体制の整備が必要です。

事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における広域的な枠組みや処理の方法等について、引き続き関係市町等と一体となって検討を行うとともに、交付金制度の拡充について、国に要望していきます。

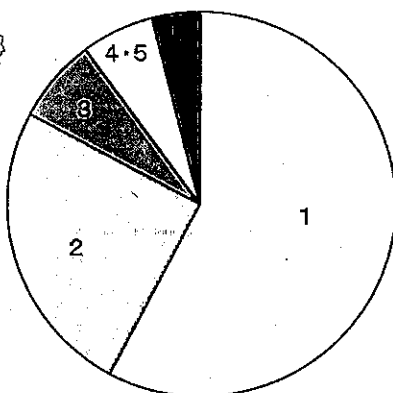
1 県内RDF化施設の状況



県内RDF化施設の概要

- 1) 構成市町数 12市町6施設 (5団体6施設)
- 2) 構成人口 約33万人
- 3) ごみ排出量 約8.3万t
(RDF換算: 約4.6万t)
- 4) 平均製造量 RDF約126t/日

RDF製造量の内訳



H29年度実績

日平均 (年間)	施設名
1 73t (26,543t)	桑名広域
2 31t (11,486t)	伊賀市
3 9t (3,282t)	香肌奥伊勢
4・5 8t (2,798t)	紀北町
6 5t (1,865t)	南牟婁

日平均 126t
年間 (45,974t)
上記は、全てRDF換算です。

平成30年4月1日現在

市町等	規模※	稼働年月	構成市町
1 桑名広域清掃事業組合	230t/日	H14.12	桑名市(旧桑名市、旧多度町、旧長島町) いなべ市(旧員弁町) 木曽岬町 東員町
2 伊賀市	135t/日	H14.12	伊賀市(旧上野市、旧伊賀町、旧阿山町、旧島ヶ原村、旧大山田村)
3 香肌奥伊勢資源化広域連合	44t/日	H13.4	多気町(旧勢和村) 大台町(旧大台町、旧宮川村) 大紀町(旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村)
4 紀北町	21t/日	H14.12	紀北町(旧紀伊長島町)
5 紀北町	20t/日	H12.4	紀北町(旧海山町)
6 南牟婁清掃施設組合	23t/日	H14.9	熊野市(旧紀和町) 御浜町 紀宝町(旧紀宝町、旧鶴殿村)

※規模は、ごみ重量であり、RDFに換算すると約50%となる

2 RDF焼却・発電施設の概要

施設名	設置場所	RDF 処理能力	最大出力	年間発電 電力量
★ 三重ごみ固形燃料 発電所	桑名市多度町力尾	240 (t/日)	12,050 (kW)	約6,400万 (kWh)

1 7 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

平成 29 年度における産業廃棄物に関する監視件数は、3,990 件で、これらに係る行政指導件数が 2,021 件、文書発出数が 303 件、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分である事業停止命令が 14 件、業許可取消が 3 件、施設使用停止命令が 12 件でした。

不法投棄の発生件数については、近年、増加傾向にあり、平成 27 年度と平成 28 年度には 1,000 トンを超える大規模不法投棄事案が発生しています。

しかし、行為者が特定できた事案に対しては、すべて撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

不法投棄については、建設系廃棄物の割合が高く、最近 5 年間では発生件数で約 71%、発生量で約 99%を占めています。

表 1 監視指導状況の推移（地域機関環境室分を含む。） 単位：件

区分	年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
延べ監視件数		5,465	5,083	4,651	3,710	3,990
行政指導・処分	指導件数	2,378	2,246	2,735	1,931	2,021
	文書発出数	227	163	205	269	303
	改善命令	3	0	3	0	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	3	3	3	15	14
	業許可取消	1	0	1	5	3
	施設使用停止命令	0	0	0	9	12
	施設許可取消	2	0	0	2	0
告発		0	0	0	3	0

表 2 新たに確認された不法投棄事案の推移 単位：件（数量トン）

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
確認事案数	14 (623)	19 (493)	31 (6,811)	41 (2,290)	48 (467)
うち建設系廃棄物等	10 (619)	13 (449)	20 (6,790)	27 (2,272)	39 (421)
未撤去数(H30.3末)	1 (4)	1 (0)	6 (35)	12 (1,985)	24 (116)

2 課題および今後の取組方向

(1) 悪質な事案への対応

①監視・指導体制

悪質な事案に対応するため、平成5年度から警察官を配置することにより監視・指導体制を強化し、現在、地域指導班および広域指導班の2班20名体制（警察からの出向者4名、警察官OB6名を含む。）で監視・指導を行っています。

特に悪質な事案に対しては、廃棄物監視・指導課、地域機関環境室および警察や関連機関と連携しながら事案に対応するなど、事態の早期是正や悪化防止を図っています。

また、法に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れた指導を行い、違反する事実が現認された場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、厳正に対処しています。

②スカイパトロール・資機材の活用による広域的な監視の実施

通常の監視活動では発見が困難な事案に対応するため、防災ヘリや県警ヘリによるスカイパトロール（平成29年度2回）による広域的な監視を実施するほか、「不法投棄監視カメラ」を活用し、間隙のない監視活動を行っています。

新たに配備した無人航空機ドローンによる廃棄物測量システムも用いて、定点観測による上空からの監視と併せて、定期的に廃棄物の増減を測量により把握することで、事業者への的確な指導に繋がっています（平成29年度測量回数32回）。



また、今年度は不法投棄が発生しやすい山間部等に不法投棄禁止や不法投棄発見時の通報先等を記載した電柱広告を設置することで、不法投棄の未然防止につなげます。

③民間警備会社への委託による監視の実施

土・日・祝日や早朝にも絶え間なく監視するため、民間警備会社に業務委託し、平成29年度は3,496件の監視パトロールを行いました。

引き続き、民間警備会社を活用し、間隙のない監視活動を行います。

(2) 関係機関等と連携した取組

①民間事業者等・市町との連携

不法投棄等不適正処理を根絶するためには、早期発見・早期是正が不可欠であることから、県内で広範囲に活動している森林組合や民間事業者など 21 事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結しています。

そのほか、地域でパトロール等を行う自主活動団体等さまざまな主体と連携し、不法投棄等不適正処理の早期発見につなげています。

また、市町と連携した迅速な初動対応による廃棄物の適正処理を確保するため、市町職員が産業廃棄物に係る立入が行えるよう、平成 15 年度から順次立入検査員協定を締結しており、現在は、県内全市町の担当職員を立入検査員として任命しています。

②県民等からの情報提供

不法投棄等不適正処理の早期発見には県民等からの情報提供が不可欠であることから、「廃棄物ダイヤル 110 番」、「廃棄物 F A X 110 番」「廃棄物メール 110 番」による通報制度を設けています。

また、テレビや F M 放送を活用した広報・啓発と併せて情報提供を呼びかけ、寄せられた情報をもとに迅速に対応しています。

引き続き、街頭啓発や F M 放送等を活用した広報・啓発活動を行うなど周知を図り「不法投棄を許さない社会づくり」を進めます。

③近隣縣市等との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市等（愛知県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、名古屋市、中部地方環境事務所）と連携した路上監視を実施しています（平成 29 年度 5 回）。

今年度からは、さらに奈良県とも連携して路上監視を行い、関西圏とつながる県境での監視強化を図ります。



1 8 産業廃棄物の不適正処理事案への対応について

廃棄物適正処理 P T

1 経緯等

本県では、「四日市市大矢知・平津事案」および「四日市市内山事案」等の過去に産業廃棄物が不適正処理された事案について、生活環境保全上の支障等の有無を把握するため、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に安全性確認調査を実施しました。本調査において、生活環境保全上の支障等が認められた事案については、原因者に措置命令を発出するとともに、原因者が措置を講じない場合には、行政代執行による措置を講じています。

また、本調査の結果、モニタリングが必要となった事案については、状況に応じてモニタリングを継続しているところです。

さらに、本調査以前から行政代執行中の「桑名市五反田事案」および同調査以降に判明した「桑名市源十郎新田事案」についても、併せてその是正に取り組んでいます。

2 産廃特措法対象事案の取組状況

平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案に係る行政代執行については、実施計画を策定して国の同意を得ることにより、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）」に基づく財政的支援が得られます。

本県では、以下の 4 事案について、平成 24 年度に産廃特措法に基づく実施計画を策定し、三重県環境審議会の審議を経て環境省との協議を行いました。

その後、産廃特措法に基づく大臣同意を得て、平成 25 年度に 4 事案全てについて恒久対策に着手し、現在、対策事業を進めているところです。（別紙参照）

産廃特措法の概要

平成 10 年 6 月 16 日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う対策工事について、平成 34 年度末までの間、国が支援措置を講じます（事業費の 9 割を起債対象とし、うち 5 割を特別交付税措置）。

平成 24 年度までの時限立法として平成 15 年 10 月に施行され、平成 24 年 8 月の法改正により平成 34 年度まで延長されています。

事業費		
起債充当額(90%)		
一般財源 10%	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%

(1) 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散・流出や雨水浸透の防止のため、覆土および排水対策等を実施することとし、平成 29 年度は、中溜池側の調整池および染み出し抑止工を実施し、平成 29 年 12 月には中溜池側の調整池等の工事を完了させるとともに、西水路側の管理用道路等の設置工事に着手しました。

平成 30 年度は、中溜池側の管理用道路、西水路側の管理用道路等の設置工事を引き続き実施するとともに、西水路側の調整池および染み出し抑止工等の設置工事に着手します。

(2) 桑名市源十郎新田事案

PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成29年度は、集油管等による廃油の回収・処理を引き続き実施し、平成29年11月には、旧処分場内区域以外の区域を対象とした前期対策工事が完了しました。

このほか、後期対策工事の実施に向け、学識経験者の意見を聴きながら、具体的な工法の検討を進めました。

平成30年度は、集油管等による廃油の回収・処理を引き続き実施するとともに、PCB廃棄物の処理を実施します。また、後期対策工事について、環境大臣の変更同意等、必要な手続きを経た上で、産廃特措法に基づく実施計画を策定します。

さらに、平成28年10月に申立てを行った油の回収等の措置を求める民事調停について、継続して対応していきます。

(3) 桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所掘削・除去を実施することとし、平成29年度は、引き続き、廃棄物等の掘削・除去工事および掘削した廃棄物等の処理を実施し、平成29年11月には廃棄物撤去区域の掘削・除去工事が完了しました。また、廃棄物残置区域における水処理については引き続き揚水浄化を行うとともに、揚水浄化のための水処理施設の増強に係る設計に着手しました。

平成30年度は、引き続き、揚水浄化を行うとともに、水処理施設の増強工事に着手します。

(4) 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成29年度は、西側部の整形覆土工、雨水集水池の設置工事および掘削した廃棄物の処理を実施し、平成29年10月には全ての対策工事が完了しました。

対策工事の完了以降は、効果確認（モニタリング）調査を行っており、平成30年度においても引き続き実施し、対策工事の効果確認を行っていきます。

3 今後の取組方向

4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう着実に工事を実施し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。対策事業の実施にあたっては、地元および関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などについて、的確に情報共有します。

また、引き続き、排出事業者などへの責任追及に取り組むとともに、原因者への費用求償を粘り強く行っていきます。

産廃特措法対象の4事案の概要

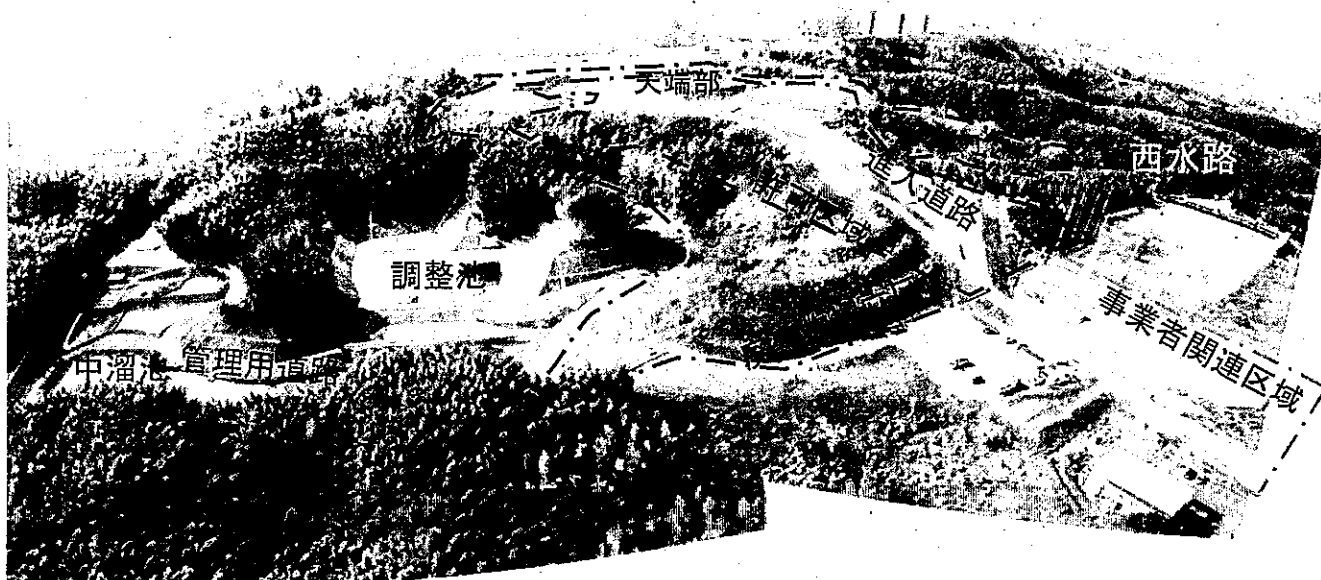
1 四日市市大矢知・平津事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて埋立を行ったため、廃棄物の飛散・流出や雨水浸透による有害物質の浸出等のおそれがある事案です。

【恒久対策の概要】

廃棄物の飛散・流出や雨水浸透による有害物質の浸出等のおそれがあるため、覆土および排水対策等を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- 平成29年度・中溜池側の調整池および染み出し抑止工等の設置工事 (H28～H29年度)
- ・西水路側の管理用道路等の設置工事 (H29～H30年度)
- 平成30年度・中溜池側の管理用道路の設置工事 (H30年度)
- ・西水路側の調整池および染み出し抑止工等の設置工事 (H30～H32年度)

【現場の状況】(平成29年12月)

中溜池側の調整池、染み出し抑止工等の工事が完成



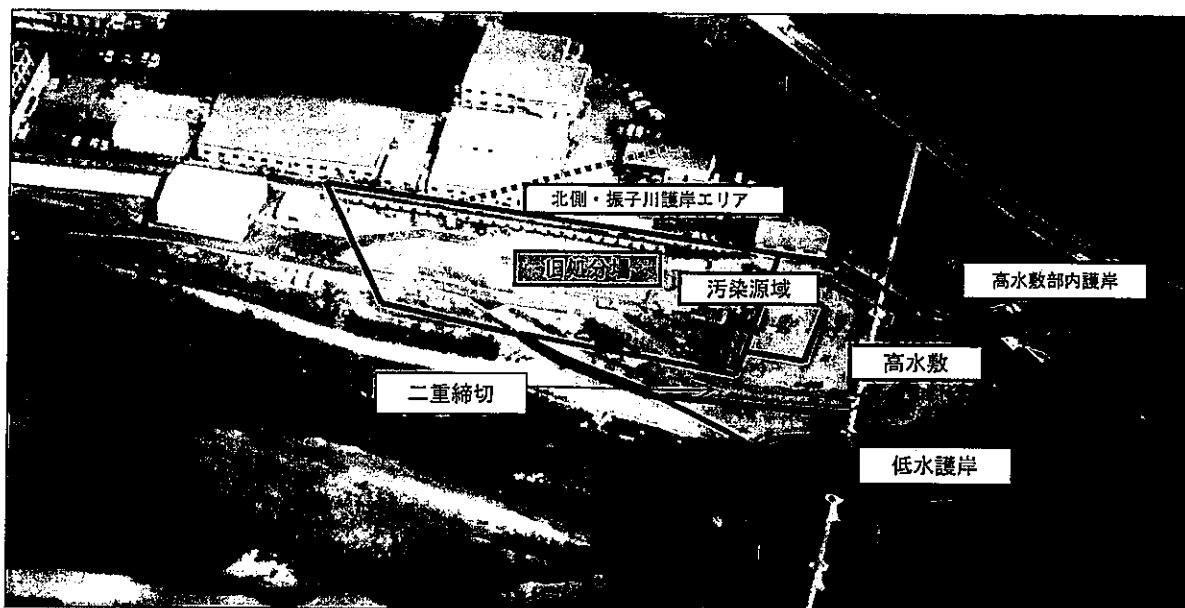
2 桑名市源十郎新田事案

【事案の概要】

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所の地中から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

【恒久対策の概要】

PCB等を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- 平成29年度・前期工事（旧処分場区域以外の区域）（H25～H29年度）
 - ・集油管等による廃油の回収・処理（H27～H30年度）
 - ・後期工事（旧処分場内）の技術的な工法の検討整理（H27～H29年度）
- 平成30年度・集油管等による廃油の回収・処理（H27～H30年度）
 - ・後期対策に係る実施計画を策定し、環境大臣の変更同意を取得予定

(その他の取組) ・油の回収等の措置を求める民事調停の申立てを行い、現在、継続して対応中（H28年10月裁判所へ申立て）

【現場の状況】（平成30年2月）

現在、油回収を継続中



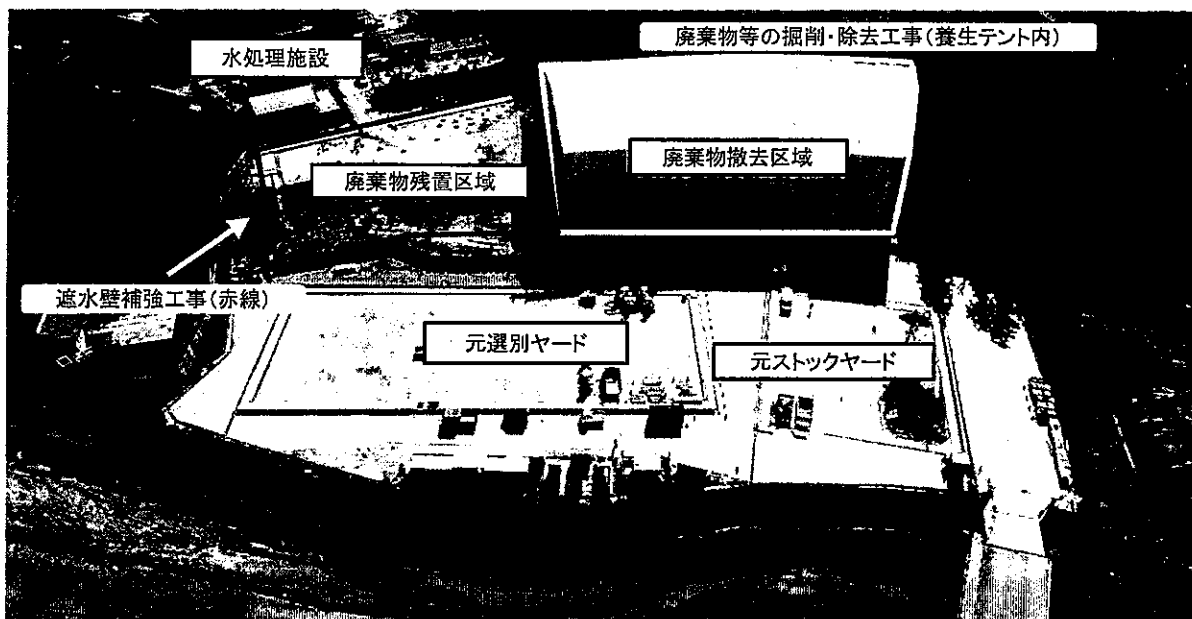
3 桑名市五反田事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC（揮発性有機化合物）により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所への掘削・除去を実施します。



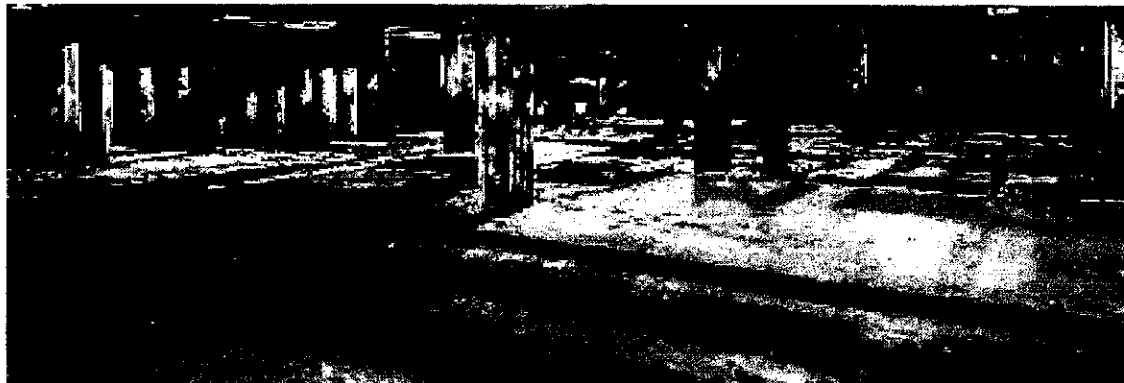
【取組状況】

(対策関係)

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 平成29年度 | ・ 廃棄物等の掘削・除去および埋戻し工事 (H28～H30年度) |
| | ・ 掘削した廃棄物等の処理 (H26～H29年度) |
| | ・ 水処理施設の増強に係る設計および工事 (H29～H31年度) |
| 平成30年度 | ・ 廃棄物等の掘削・除去および埋戻し工事 (H28～H30年度) |
| | ・ 水処理施設の増強に係る設計および工事 (H29～H31年度) |

【現場の状況】 (平成29年11月)

廃棄物撤去区域における廃棄物等の掘削が完了



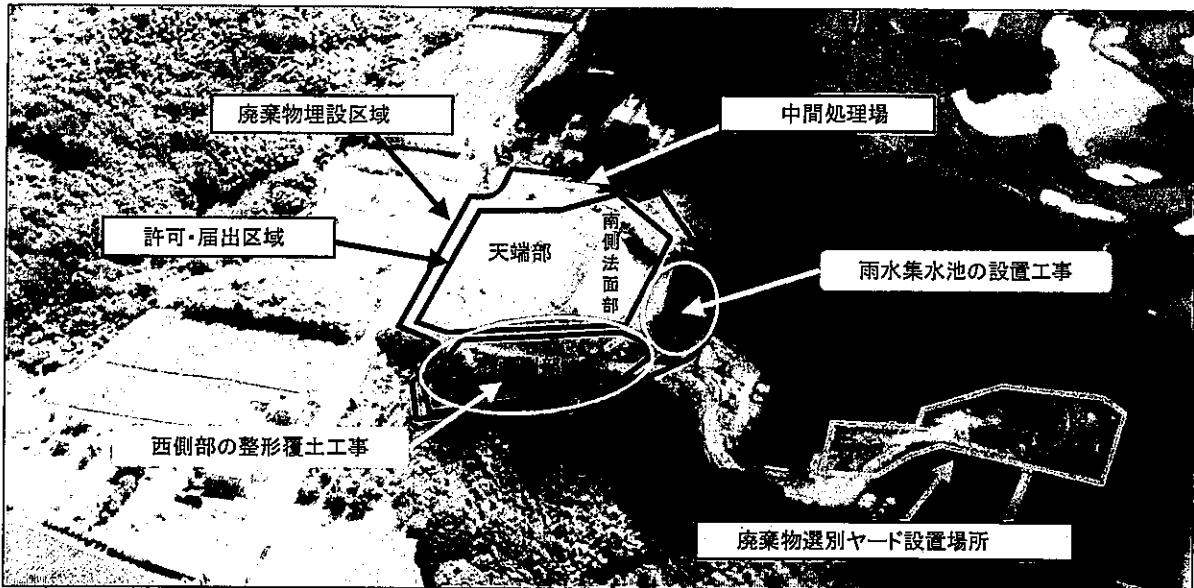
4 四日市市内山事案

【事案の概要】

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から平成11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

【恒久対策の概要】

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図った上で、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工事等を実施します。



【取組状況】

(対策関係)

- 平成29年度・西側部の整形覆土工事 (H28～H29年度)
- ・雨水集水池の設置工事 (H28～H29年度)
- ・掘削した廃棄物の処理 (H26～H29年度)
- ・対策効果確認調査の実施 (H29～H31年度)
- 平成30年度・対策効果確認調査の実施 (H29～H31年度)

【現場の状況】(平成29年10月)

対策工事が完成

